

# 神奈川県立音楽堂

## 指定管理者 提案書

(平成 22 年)

団体名	公益財団法人 神奈川芸術文化財団
-----	------------------

### ※ 記載にあたっての留意事項

原則、次のとおりとしてください。

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長としてください。
- 白黒での両面印刷又は両面コピーとしてください。
- ページ数が複数となる書類については、通し番号（表紙から 1／○とし、以降 2／○、3／○とする通しページ、○には総ページ数を記入）を中心下に表記してください。

## 目 次

団体の概要	4/59
I サービスの向上について	5/59
1 指定管理業務実施にあたっての考え方について	5/59
(1) 指定管理者としての基本姿勢について	5/59
ア 施設の設置目的や公の施設としての役割・運営方針に関する考え方について	5/59
イ 業務の一部を委託する場合の業務内容等の状況について	10/59
2 適切な管理運営について	11/59
(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務について	11/59
(2) 利用承認等に関する業務について	13/59
(3) 事業実施に関する業務について	15/59
ア 音楽芸術の振興に関する業務について	15/59
(ア) 指定期間内における主催事業及び共催事業の実施方針	15/59
(イ) 事業の収支バランスの安定を図る取組みについて	27/59
イ その他音楽堂の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務について	32/59
(ア) 市町村文化施設などの地域との連携に関する事業について	32/59
(イ) 事業実施にあたっての県民ホールや他の県立文化施設との連携のあり方について	33/59
(ウ) 運営改善のための恒常的な評価活動について	34/59
3 利用者への対応について	35/59
(1) サービス向上及び利用促進のための取組みについて	35/59
ア 利用者サービスの向上に向けた取組みについて	35/59
イ 利用者ニーズの把握及び事業等への反映並びに苦情処理やトラブルへの対応について	38/59
ウ より多くの利用を図るために行う広報・PR活動について	40/59
4 安全管理について	41/59
(1) 日常時の安全管理について	41/59
(2) 緊急時の対応について	43/59
II 管理経費の節減	45/59
○収支計画	45/59

III 団体の業務遂行能力について	47/59
1 人的な能力について	47/59
(1) 執行体制について	47/59
ア 運営組織の構成考え方について	47/59
イ 組織運営に必要な職員の職能と人数について	48/59
(2) 人材育成等について	49/59
2 法令等を遵守する能力について	53/59
(1) 諸規程の整備について	53/59
(2) 個人情報の保護について	53/59
(3) その他について	55/59
3 これまでの実績	56/59

## 団体の概要

(平成 22 年 6 月現在)

団体名	こうえきざいだんほうじん かながわいじゅつぶんかざいだん 公益財団法人 神奈川芸術文化財団			
所在地	〒231-0023 横浜市中区山下町 3-1	電話番号	045-662-5901	
代表者	理事長 小枝 至	FAX	045-641-3184	
設立年月日	平成 5 年 10 月 25 日			
沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 5 年 10 月 25 日 神奈川県の全額出捐により、「芸術文化の創造と普及を県立文化施設の運営と一体的に行うことにより、文化県・かながわの推進に寄与する」ことを目的に設立された。 (平成 22 年 4 月 1 日現在 基本財産 6 億円)。</li> <li>・平成 6 年 4 月 1 日 神奈川県民ホールの管理運営を神奈川県より受託。</li> <li>・平成 7 年 4 月 1 日 神奈川県立音楽堂及び神奈川県立かながわアートホールの管理運営を神奈川県より受託。</li> <li>・平成 18 年 4 月 1 日 神奈川県民ホール及び県立音楽堂を指定管理者として運営。</li> <li>・平成 21 年 4 月 1 日 かながわアートホールを指定管理者として運営。</li> <li>・平成 22 年 4 月 1 日 公益財団法人となる。神奈川県民ホールを指定管理者として運営。</li> </ul>			
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術文化の創造及び振興</li> <li>・文化施設の管理運営</li> <li>・芸術文化の鑑賞普及</li> <li>・芸術文化事業の受託</li> <li>・芸術文化に関する情報の収集提供及び調査研究事業</li> <li>・その他目的を達成するために必要な事業</li> </ul>			
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 6 年度に県民ホールの管理運営を受託したことに伴い、開館 20 周年記念として、團伊玖磨作曲オペラ「素戔鳴（すさのお）」など多彩な演目を自主的に企画・上演。 (これらは、当財団が音楽堂 40 周年記念として企画したプログラムを含め、「第 1 回神奈川芸術フェスティバル」として実施)。</li> <li>・平成 13 年度より「神奈川国際芸術フェスティバル」と改称し国際的に優れた公演を県民に紹介。</li> <li>・平成 14 年度に県民ホールが文化庁芸術拠点形成事業館として選ばれ、今まで継続。</li> <li>・平成 17 年度に県民ホール開館 30 周年、音楽堂開館 50 周年、財団設立 10 周年記念として、「團伊玖磨メモリアル」、バロック・オペラ「美しい水車小屋の娘」等を企画・上演。</li> <li>・平成 19 年度および平成 20 年度には、県民ホールにおけるオペラ共同制作の取組みが、文化庁芸術創造活動重点支援事業《舞台芸術共同制作公演》の対象公演に採択される。</li> <li>・平成 19 年度の「第 14 回神奈川国際芸術フェスティバル」より開催時期を秋から春に移行し、音楽堂では、「音楽堂ヴィルトゥオーゾ・シリーズ」等多彩に展開。</li> <li>・平成 21 年度に県民ホール開館 35 周年、横浜開港 150 周年記念としてオペラ「愛の白夜」(改訂決定版)、音楽堂開館 55 周年を記念してバーセル作曲セミ・オペラ「アーサー王」などを企画・上演。</li> <li>・ 音楽堂の維持管理事業においては、高い利用率を維持しつつ、建築史的に貴重な建物の維持に努めるとともに、利用の多いアマチュアへのサービスの向上、利用料金収入を活用したアメニティ向上のための小規模改修等、運営レベルの向上を実現している。</li> </ul>			
財政状況 (過去 3 年間に ついて記入して ください)	年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	総収入	1,542,021 千円	1,526,201 千円	1,754,000 千円
	総支出	1,532,487 千円	1,516,349 千円	1,752,074 千円
	当期損益	9,534 千円	9,852 千円	1,926 千円
	累積損益	144,536 千円	154,388 千円	156,314 千円
応募に関する担当連絡先				
氏名		部署・職名		
電話番号	045-263-2567	FAX	045-243-6216	電子メール

## I サービスの向上について

## 1 指定管理業務実施にあたっての考え方について

## (1) 指定管理者としての基本姿勢について

## ア 施設の設置目的や公の施設としての役割・運営方針に関する考え方について

公益財団法人神奈川芸術文化財団（以下「当財団」）は、芸術文化の創造と振興に係る事業の実施を通して、神奈川県民に質の高い芸術文化に親しむ機会を提供し、心豊かな生活環境を支えるとともに、芸術文化の発信と交流を図り、もって神奈川の文化の創造と発展に寄与することを使命としています。

当財団は、日本で最も歴史ある公立の音楽専用ホールである神奈川県立音楽堂（以下「音楽堂」）の指定管理者として、この使命を達成すべく、県立施設である神奈川県民ホール（本館及び芸術劇場）、かながわアートホールの各館を管理運営する財団の「総合力」を十全に發揮し、音楽堂の管理運営に当たります。

また、公益財団法人としての社会的使命に鑑み、事業収入の増加分は、全て事業の向上・充実に、利用料金の増加分は、施設のクオリティー向上に活用します。

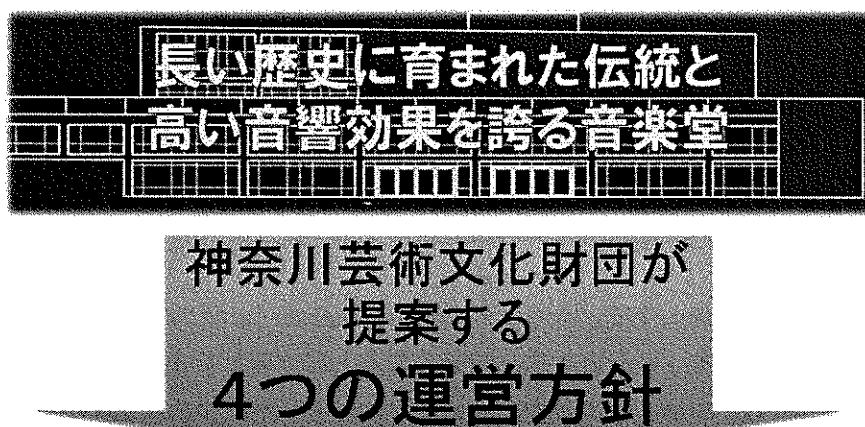
神奈川県文化芸術振興条例に基づいて策定された「かながわ文化芸術振興計画」には、神奈川県が総合的かつ長期的にめざす姿として、「真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現」と「個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展」という基本目標が掲げられています。

当財団は、歴史的な音楽ホールである音楽堂を、音楽芸術を通してこの“めざす姿”を実現させるための「拠点施設」と位置づけます。

拠点である音楽堂での事業展開と県民活動が共に活発であることに加え、それが県内各地へ発信され、波及していくことで、県民の音楽芸術活動が活性化され深まっていくよう、当財団は指定管理者としてさまざまな業務に真摯に取り組みます。

特に、4年後に開館60周年という国内でも稀な歴史的節目を迎えることを大きなチャンスとと

らえ、これを単なる祝祭にとどめず、今後10年20年先のために人を育て、県の文化をより豊かに次代へ継承するためのステージとして、音楽堂を地域社会へ向けて一層開き、活用していきます。



真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現  
個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展

「かながわ文化芸術振興計画」より

当財団はこうした考えに基づき、以下の4つの方針を立て、音楽堂における県民サービスの向上と効率的効果的運営を実現させます。

## I サービスの向上について

**音楽堂 4つの運営方針**

- ◆県民に開かれた音楽芸術活動及び鑑賞の拠点として、木のホールの音響と空間を活かします。
- ◆子ども・青少年への音楽体験を積極的に提供します。
- ◆歴史的な音楽ホールを活用しつつ、次代へ継承し得る的確な施設管理を行います。
- ◆音楽堂、県民ホール本館、神奈川芸術劇場、かながわアートホールの4館ネットワークで、県域の芸術振興をより効果的に推進します。

◆県民に開かれた音楽芸術活動及び鑑賞の拠点として、木のホールの音響と空間を活かします。

①芸術総監督の指導の下、県民が音楽の豊かさを体験できる神奈川発の鑑賞普及事業を展開

- 日本を代表する作曲家である一柳慧を芸術総監督とし、その指揮の下、年間の主催共催のラインアップを次の4つの項目に照らしながら用意し、多彩な鑑賞機会を提供します。
 

《一柳慧芸術総監督の指針4項目》

  - ・ 音楽堂の音響と空間を活かしていること
  - ・ 演奏者、演技者のクオリティーが高いこと
  - ・ 音楽堂の独自性や企画性に富んだ内容・構成であること
  - ・ 現代の音楽や他ジャンルとのコラボレーションをプログラムに加えるなど、次の時代への展望を持って取り組んでいること
- 具体的には、音楽堂のクリアな音響と1,000人規模の親密な空間を最大限に生かし、「音楽堂バロック・オペラ」を筆頭に、オーケストラ、室内楽などのクラシック音楽、伝統音楽や世界の民族音楽、現代の音楽まで、質が高く多彩な音楽表現の魅力を提供します。実施に当たっては、当財団がこれまで培ってきた企画力と、共催事業や貸館業務を通じて築き上げた県内芸術団体との人脈を当財団の大切な財産と認識し、これを最大限に活かします。そして、県民の音楽への興味を喚起し、その鑑賞や体験の満足感を高めるよう、他ホールにはない神奈川発の独自な企画づくりを行います。
- 特に開館60周年を迎える平成26年を中心にその前後の年も含めた3年を周年期間ととらえ、単なる祝祭にとどまらず、県民の音楽文化への関心を喚起し、次代に向けた新たな発信となるよう工夫します。この間には、「音楽堂バロック・オペラ」等の大型企画とともに、県民の音楽活動を活性化し、次代へ継承・発信できる企画を充実させます。

②県民活動への充実したサポート

- 音楽堂は「アマチュアの殿堂」です。学生から高齢者に至るまで、アマチュア音楽爱好者たちがその発表やコンクール、また自主的な活動の拠点として親しく来場し、生涯にわたっての「生きがいづくり」の場として機能しています。こうした県民の活動を、舞台や公演制作のプロとして、常に親切にサポートします。
- 50年の歴史を持ち音楽堂に本部を置く実行委員会により運営されている「音楽堂・おかあさんコーラス」や、神奈川県合唱連盟と連携し5年後に第50回を迎える「音楽堂メサイア演奏会」など、主に中高年の方々が活躍する県民参加型の主催共催事業を、技術面内容面で活性化する企画を新たに加えつつ、積極的にサポートします。

## I サービスの向上について

## ③音楽堂という歴史的「文化資源」の活用

- 音楽堂は、建築史的音楽史的に価値が高く、現在も日本有数の音響効果を持つ神奈川県の文化資源です。こうした資源を持つ神奈川県の豊かさを県民に向け発信する目的で、県民の知的好奇心を喚起し、音楽鑑賞への契機となる企画を実施します。
- 具体的には、木のホールの音響を体験するミニ・コンサートに建築の専門家による講演及び建築見学会を組み合わせた新企画を開催します。
- 音楽堂開館 60 周年という歴史的な節目を軸に、音楽堂に保管されている開館当初からのプログラム、ポスター、新聞記事等の記録を整理しデータ化した「音楽堂アーカイブ」を活用し、展示や講演、コンサートなどを集中的に企画し、県民に広く発信します。

## ④県内の芸術団体や市町村、大学等との連携

- 県内で活動する神奈川フィルハーモニー管弦楽団、神奈川県合唱連盟、横浜シティオペラ、神奈川県芸術舞踊協会等の芸術団体と連携し、サポートすると共に、共同企画を実施し、活動の活性化をめざします。
- 県内市町村や音楽系大学・高校と連携し、音楽堂事業を展開する中で、市町村文化担当者やアートマネージメントを学ぶ学生との交流の場を生み出し、鑑賞普及や広報の新たな仕組みづくりを進めます。
- 県内の芸術団体や大学等との交流で得られた意見やニーズを資産として捉え、音楽堂の運営や主催事業の企画に反映させます。

## ⑤積極的な公演誘致

- 貸し館事業においては、質の高いクラシック公演誘致に取り組みます。また、音楽堂の音響を生かすアコースティックな内容でのポップス公演や録音等も誘致し、音楽堂に対するより多くの県民の興味を喚起し来館や利用を促します。これに加えさまざまな利用促進を実施し、平成 21 年度の入場者数 151,454 人を指定管理期間内に約 3.3% (5,000 人) 増加させます。

## ◆子ども・青少年への音楽体験を積極的に提供します。

## ①子ども・青少年の音楽体験機会をつくる

- 次代を担う若い世代が、音楽を通じて多彩で豊かな表現の存在と出会い、その感受性や人間性、創造性を耕せるよう、そしてそれが生涯にわたっての心の潤いを与え、生きがいづくりへの「種子」となるよう、音楽体験の提供に積極的に取り組みます。
- 「音楽堂開館 60 周年」を、次の時代へ音楽の豊かさを継承していくための新たなチャンスととらえ、当財団がこれまで培ってきた企画力と、国際的に活躍する指揮者や演奏家などとの幅広い人脈を駆使して、若い世代へ音楽体験を届ける企画を提供します。
- 教育機関や地元アート系 N P O 法人、市町村等との連携を強化し、主催共催事業に関連するアウトリーチや、オーケストラのリハーサル見学等を通年にわたって積極的に実施します。また夏休みにバックスステージ・ツアーや「子どもスタッフ」等も交えた総合企画「音楽堂・夏休みオーケストラ！」を新たにスタートさせます。併せて 24 歳以下対象の学生券設定を全主催事業で実施し、若い世代の鑑賞参加を促進します。

## I サービスの向上について

これらの取り組みにより、5年間で子ども・青少年の音楽体験人数累計7,000人を達成します。特に小中学校での音楽体験はそれに続く高校での音楽活動の契機となることから、県が「神奈川力構想」で目標とする「高校生の文化部加入率のアップ」に寄与します。

### ②子ども・青少年の発表と研鑽の場としてのサポート

- 県下の小中高校生が集う「NHK全国学校音楽コンクール」や、未来の演奏家をめざす青少年のための「かながわ音楽コンクール・ユース部門」に共催する一方、貸し館事業においても、県内の多くの小中高校の学校単位、クラブ単位での発表の場として音楽堂が十全に活用されるよう、その利用を丁寧にサポートしていきます。

## ◆歴史ある音楽ホールを活用しつつ次代へ継承していく施設管理を行います。

### ①「歴史ある施設」として、音楽堂の清潔感と品格を保つ

- 歴史ある音楽堂の施設や設備の経年劣化を適切に把握するために、職員一同による丁寧な日常点検、専門業者による的確な定期点検を実施し、問題の発生を初期段階で発見します。当財団はこれまで培った音楽堂の維持管理の経験を生かし、大規模な事故や障害を予防し、県費支出を抑えます。
- “清潔感”をキーワードに、職員が日常チェックを行うと共に、類似施設や他の集客施設を訪問・研究し、また、利用者によるモニタリングも加えて、行きとどいた清掃状況と歴史ある施設にふさわしい環境を維持し、県民が音楽堂を自らの県の文化資源として誇れるよう品格を保ちます。

### ②歴史的文化施設を次代へ継承していく「モデル」としての維持管理

- 数年後に開館60周年を迎える音楽堂は、日本における公共施設の長期にわたる維持と活用、その記録の保存管理という、現在稼働中の多くの公共施設がいずれ直面する課題と、すでに向き合っています。当財団は、歴史的価値のある文化施設の「次代への継承モデル」としてこの音楽堂をとらえ、建物の歴史的価値を損なわず、安全に活用し続けるための維持管理に取り組みます。
- 当財団は指定管理期間を超えた長期的な視野で、財団全体の知識と技術力、これまでの音楽堂での経験と実績、そして現場にいるからこそ把握できる県民ニーズの反映に基づき、将来想定される備品更新や営繕の必要性、大改修に向けての提言を行います。

## ◆音楽堂、県民ホール、神奈川芸術劇場、かながわアートホールの4館ネットワークで、県域の芸術振興をより効果的に推進します。

### ①県民の多様な鑑賞ニーズへ財団の総力を挙げて対応

- 当財団は、県立施設である県民ホール、神奈川芸術劇場、かながわアートホールを管理運営しており、一柳慧芸術総監督の総合的な指揮の下、各施設の特性を生かし、そのすべてと連携し、効果的に事業を行うことができます。
- 稀有名音響を持ち、室内楽や古楽公演に優れた中規模施設音楽堂と、大型のオペラ・バレエに適した大規模施設県民ホール、国内最高峰のミュージカル・演劇専門施設の

## I サービスの向上について

神奈川芸術劇場、専門練習施設で神奈川フィルハーモニー管弦楽団の拠点でもあるかながわアートホールの4館ネットワークで、県民の鑑賞と活動におけるクオリティと多彩さを十二分に確保します。

- 特に、財団挙げて一定期間に多彩なジャンルで開催する「神奈川国際芸術フェスティバル」では、音楽堂、県民ホール、芸術劇場の3館で、さまざまな公演をバランスよく、しかも重複なく開催し、それらを包括した広報により強く県民にアピール、鑑賞普及を行います。

## ②財団の総合力としての万全なバックアップ体制

- 4館をネットワークする当財団における効率的な組織体制により、コスト削減を図るとともに、新型インフルエンザ等の不測の事態が発生した場合でも業務が滞らないよう、他施設の職員が応援するなどのバックアップ体制を整えます。
- 当財団で統一したコンピューター・ネットワーク・システムを構築しているため、万が一音楽堂の端末に障害が発生した場合でも、音楽堂の貸し出し業務等を他ホールで的確にバックアップでき、利用者へのサービスを停滯させません。

## ③財団での統一的な運用による県民への利便性の提供

- チケットセンターをシステム化し、当財団全体で統一的に運営し、インターネット、電話、各館窓口と、複数の販売手段によって県民の鑑賞への利便性を提供します。また紙媒体やウェブサイトでの情報提供も連携して行い、総合的な芸術文化情報を広く県民に提供します。
- チケット販売履歴、施設利用履歴などの個人情報は4館一括して適切に管理します。また、顧客情報を活用して対象を絞り込み、DM等広報宣伝もより効果的に実施します。一本化した運用によりコストも削減します。

## ④連携プロジェクトを通した県民参加型事業への取り組み

- 文化庁が平成22年7月から実施を予定している「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」からの外部資金を得て、音楽堂と県民ホール（本館、神奈川芸術劇場）が連携し、県民参加型の事業に取り組みます（申請中）。

当財団は、16年間にわたり県域の芸術活動を振興する目的で活動しており、県の文化行政を県施設の運営という形で反映してきた知識、技術、経験を有しております。

音楽堂の管理運営について受託を受けてから11年間、更に指定管理者として5年間における独自の事業展開実績を持ち、また指定期間中の平成20年度に行われた音楽堂耐震補強工事においては、その状況をつぶさに見、指定管理者としてできる限りの対応と提案を行いました。

“音楽堂の今”を知り尽くしている当財団の施設運営と事業制作の知識・技術、更に県域の複数の県立施設で指定管理者として活動する当財団の運営基盤・人材を最大限に活用し、公立施設としての見識ある維持管理・運営を実施します。

## I サービスの向上について

## イ 業務の一部を委託する場合の業務内容等の状況について

## (ア) 業務委託に対する考え方

## ①当財団職員が主体となって実施することが基本

業務については当財団職員が主体となって実施していくことを基本とし、音楽堂の個性を発揮させ、歴史的な価値を高めます。音楽芸術の振興に関する業務、受付案内業務を含む施設の運営に関する業務、その他音楽堂の設置目的を達成するための事業実施に関する業務については、すべて当財団職員が対応します。

## ②外部業者に再委託する場合の要件

設備機器等の機能や保守点検業務等については、下記の要件により、別紙様式6（委託業務一覧表）に記載のように外部業者に再委託いたします。

- ・法的に免許保有者、もしくは有資格者でなければ出来ない業務
- ・専門的な知識・技術が必要なために、専門業者に委託することでその安全性や精度が保たれ、県民サービスにつながり、かつ効率的であると判断される業務

## ③委託先の的確な選定ノウハウと、委託先を指導する見識

当財団ではこれまで16年におよぶ音楽堂運営の経験を通して、音楽堂という長い歴史を持つ施設の特殊性を十全に把握しており、業務の委託先選定に当たっても、業務内容に応じた業者を公平・的確に選定できるノウハウを構築しております。

また、選定した委託先に対しては、これまでの県立施設を運営してきた経験と知識、見識に基づき、的確に指導していきます。

## (イ) 委託先の選定方法

## ①業務委託先の選定と県内中小企業者への発注について

- 再委託先は、当財団の会計規程に則り常に公平性、透明性を保ち選定

再委託する際は、これまでの音楽堂での業務実績、会社経歴、財務内容、業績、必要設備機器の保有状況、許認可、保険加入状況などから信頼性を検討し、当財団の会計規程に則り選定します。

- 原則は、県内中小企業者に発注

再委託は下記に掲げる業者を除き、原則県内中小企業者に発注を行います。

業務委託のみならず、備品購入、消耗品購入、修繕などについても、内容を吟味し、経費節減とのバランスをとりながら、県内中小企業者の受注機会を確保します。

## ②県外業者に発注を予定する業務について

高価な設備や、利用者に危険を及ぼす恐れがあり、適切な維持に高い技術力と安全性が必要となる業務については、その業務に最も精通し信頼がおける製造・設置業者に委託します。

- 施設維持に関する業務

・電気集塵装置保守点検業務 ・自家発電機設備保守点検業務

・屋外冷却水ポンプ等保守点検業務

## I サービスの向上について

- 舞台運営、庶務に関する業務
  - ・舞台機器設備保守点検業務
  - ・連結椅子保守点検業務
  - ・舞台ピアノ保守点検業務
  - ・機械警備委託業務
  - ・舞台照明設備保守点検業務
  - ・舞台音響設備保守点検業務
  - ・舞台使用チケットバロ保守点検業務
  - ・ホームページ運営業務、その他銀行取引等庶務業務
- 舞台技術業務と清掃業務
  - ・舞台技術業務

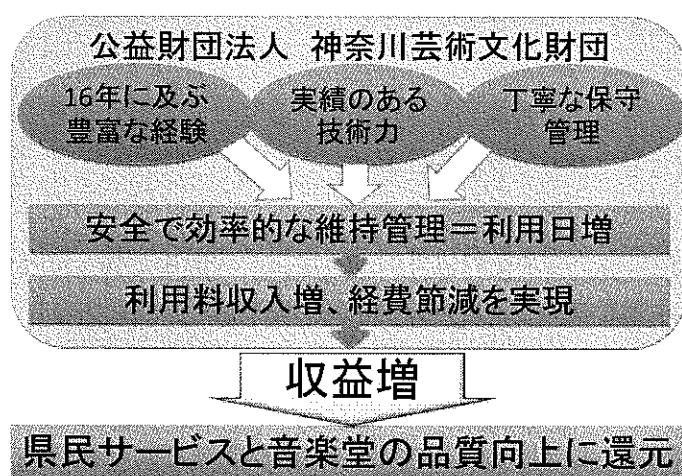
この業務は舞台における安全性確保はもとより、接遇や、催し物の進行・演出をプロとして支えるなど、県民活動のサポート、利用者の使い心地のよさと直結する重要な業務です。この業務を高水準且つ適正な価格で実施するため、提案型の業者選定を3年に一度実施いたします。

## ・清掃業務

清掃業務は、老朽化の進む施設における清潔感の実現という要件を満たすために、高度な清掃知識と技術、丁寧な仕事ぶりで、類似施設での安定した実績をもつ業者を選定する必要がありますが、入札等の条件には県内中小企業者も含むことで、受注機会を公平に確保します。

## 2 適切な管理運営について

## (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務について



維持管理業務は「施設の安定稼動」と「設備・機器類の運転時の安全確保」に不可欠な業務です。特に音楽堂のように56年もの長期間稼動してきた施設では、維持管理の失策が、施設利用自体を停止させかねない重大な事故につながる危険を孕んでいます。

当財団では音楽堂についての豊富な経験と知識による適切な維持管理業務を遂行し、リスクを減らし、「利用者サービスの向上」と「利用可能日数の増大」に努め、利用料収入を確保します。

また計画以上の利用料収入の増加と経費節減により生み出した収益については、経年劣化による修繕、備品の更新など、音楽堂の品質向上と利用者の満足度アップにつながるよう還元し、音楽堂の歴史的価値を維持し、これからも末永く使われ続け、次代に継承されるホールとなるよう、指定管理期間以降も見据えて取り組みます。

さらに、万が一、施設・備品の、事故や故障が発生し、利用者の安全やサービス、公演のクオリティに重大な影響を及ぼすような事態に至った場合には、募集要項別紙3のリスク分担表に示された金額にかかわらず、神奈川県と協議の上、当財団で火急の工事や備品の更新を実施し、利用者の安全を守り、県民サービスを遅滞なく提供します。

## I サービスの向上について

## ア 高い水準・実効性を確保する

## (ア) 施設及び設備の保守点検

保守点検を行う最大の目的は設備類を常に適切な状態に保つことです。専門的な知識を持つ委託業者を通じ、定期的に保守点検を行い障害の発生を予防し、報告と職員による履行確認で、不具合箇所に迅速に対応します。これまで培った音楽堂ならびに県民ホール等での維持管理の豊富な経験と知識を生かし、保守点検業務を積み重ね、施設の機能を将来に向けて発展的に長持ちさせるよう、委託業者と協働して、コスト面を含めた合理的かつ最善な対策を実施します。

## (イ) 施設の清掃

利用者が快適に施設を利用できるように清潔感の維持を第一に考えます。当財団では、細やかで具体的な県民ニーズを把握できる履行確認方法等を通じて、清掃内容や清掃方法の改善を継続的に行い、清潔感の向上と経費節減に取り組みます。

## ① 清掃品質の向上のために

従来県立図書館の清掃業務受託の業者と契約しておりましたが、平成 22 年度より、独自に入札を実施し経費節減を実現しております。

平成 23 年度からは更に提案型の業者選定を導入し、経費節減の一方、清掃の質の向上もめざし、県の要求水準を上回るきめ細やかな清掃状態を維持します。

## ② 清掃方法についての方向性

提案型の業者選定では、音楽堂の 56 年を経た建材を損なわず維持できる洗剤や用具選びから清掃法に至る項目を仕様に入れ、今後 10 年 20 年の長期にわたる本建築の保存と、利用者サービスとしての清潔感向上を実現します。

## ③ 定期的な作業モニタリング

日常の履行確認のみならず、職員による月 1 回の定期的な作業のモニタリングを行います。更に、年複数回、利用者による抜き打ちモニタリングを行います。

その結果は業務委託先責任者と協議し必要な対応を実施します。

委託先に指示を行う当財団担当者は、他のホールやそれ以外の集客施設の状況を把握・研究することで、利用者に提供する適切な水準を維持し、さらに向上させます。

## (ウ) 保安警備

音楽堂開館中は県立図書館保安員と連携しつつ、職員もマニュアルに沿って定期巡回を行います。また当日の利用者と綿密に打ち合わせの上、危険箇所への注意喚起など来場者への対応を行い、館内の安全を確保します。

設備管理・清掃・舞台等の常駐委託業務者には、職員同様に保安と事故防止への監視を義務付け、緊密な連携を図ります。更に機械警備による 24 時間体制の警備を実施し安全を確保します。また、週 1 回夜間の定期巡回を警備会社に依頼し、敷地内が無人の際の不審者の徘徊、不正侵入などを防ぎます。

## (エ) 利用日の調整による維持管理業務の効率的な実施

現在音楽堂は年間 250 日以上の稼動状況を確保していますが、主催事業の充実と貸館利用の促進を図り更に高稼動な状態とするために、定期保守点検や定期清掃・特別清掃などは休館日や空き日を利用し、利用に伴う下見や打合せなども空き日に集約し、有効に活用します。

## I サービスの向上について

## (才) 委託経費の節減と利用料金収入増収分を施設・設備の向上へ再投入

音楽堂の運営経費において、維持管理業務に係る業務の委託費は、大きなウエイトを占めています。効率的な業務実施による価格の低減を図るために、最新技術に関する情報収集を行いつつ、年次契約業務について価格面、技術面から委託業者の選定見直しを毎年行い、支出を縮減します。また、計画以上の利用料収入の増収による収益は、施設のクオリティー向上など県民の方々の満足度アップのために還元する姿勢を貫きます。

## (力) 豊富なネットワークと経験

音楽堂は神奈川県の文化施策を担う紅葉ヶ丘地域に立地しています。当財団は隣接する県立青少年センター、県立図書館、さらに横浜市立能楽堂や、設計者である前川設計事務所、平成20年度耐震補強工事を行った県営繕事務所やくらし文化部担当者との、保安のみならず、施設維持、運用の問題点を解決する緊密なネットワークを有しております。

また、当財団は音楽堂以外にも県内複数の文化施設を管理運営し、神奈川県でのホール運営を熟知した施設管理者、舞台技術者を職員として雇用しており、常に万全の態勢で音楽堂の維持管理をバックアップすることが可能です。

## (2) 利用承認等に関する業務について

## ア 利用料金の設定

音楽堂は、現在条例で設定されている上限の金額で利用料金を設定しており、次期の指定管理期間においても同様の上限の金額で利用料金（ホール・付帯設備使用料）を設定します。音楽堂のホール利用料金は下記の料金表のとおりとします。

【ホール利用料金表】

区分		平日			土・日・祝日		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		9:00～ 12:30	13:00～ 16:30	17:30～ 21:00	9:00～ 12:30	13:00～ 16:30	17:30～ 21:00
本番	入場料を徴収する場合	78,530	86,620	99,320	99,320	103,950	112,030
	入場料を徴収しない場合	48,500	58,900	73,910	73,910	76,220	80,850
準備	音楽堂で本番を実施	33,950	41,230	51,737	51,737	53,354	56,595
	音楽堂で本番を実施しない	48,500	58,900	73,910	73,910	76,220	80,850
リハーサル室のみ利用		4,850	5,890	7,391	7,391	7,622	8,085

## イ 利用料金の減免について

当財団では音楽堂の利用料金の減免について、神奈川県立音楽堂条例第11条第1項、同施行規則第4条に則り、神奈川県立音楽堂料金規定第4条に以下のように定めています。次期指定管理期間においても同様に定め、実施します。

## (ア) 下記の場合は料金を免除します。

- 当財団が催しを主催又は共催するもの。
- 県が主催する世界的水準と評価される音楽、舞踊等の公演で、入場料を徴収しないもの。

## I サービスの向上について

(イ) 下記の場合は料金を減額します。

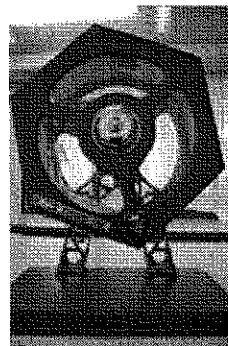
- 国又は県内市町村が主催する世界的水準と評価される音楽、舞踊等の公演で、入場料を徴収しないもの。尚、減額する利用料金の額は上記料金表（P13）に規定する額の 50% とします。
- 準備または練習を行うことのみを目的として音楽堂を利用する場合の利用料金は、上記料金表（P13）に規定する入場料を徴収しない場合の額の 70% とします。
- 練習を行うことのみを目的として利用する場合のリハーサル室の利用料金は、上記料金表（P13）に規定するとおりとします。これはホールの「入場料を徴収しない場合の本番料金」の 10% として算出したものです。

(ウ) 上記における世界的水準の評価については、音楽、舞踊等の各専門家の意見を聴取し、当財団理事長が判断するものとします。

## ウ 利用承認事務について

(ア) 公平で透明な利用承認

音楽堂の通常の利用承認は、条例および同施行規則に則り、当財団が定めた神奈川県立音楽堂貸付要領に従い、これまで同様、公平性と透明性を確保した形で実施します。



立音楽堂貸付要領に従い、これまで同様、公平性と透明性を確保した形で実施します。

通常の利用については、利用の 12か月前に利用希望者による抽選会を開催し、上記の抽選器を使用して申込順を決定します。申込受付後、申込内容について音楽堂館長が精査し、利用承認を行います。また従来貸付要領で

申込の期限を 10 日前までとしていましたが、原則「利用日の前日まで」に改めます。

(イ) 条例に基づいて定めた貸付要領による特例利用の承認

条例および同施行規則第 4 条第 3 項にあるとおり、当財団で定めた神奈川県立音楽堂貸付要領には、以下の基準を満たすものについて、施行規則で定められた 12 か月前の一般申込より前に優先的に利用申込みを可能としており、これを「特例利用」と呼んでいます。「特例利用」により県民の鑑賞機会や活動の場を確保し、また全県的な催し物などの恒常的な実施に寄与します。

## 《特例利用の基準》

- 舞台芸術における世界的水準の催し・音楽堂の機能を活かし文化芸術の振興に寄与する催し
- 国際的な文化交流に貢献する催し・神奈川県の行政施策の推進に役立つ催し

これらの基準は音楽堂の設置目的に沿って当財団が定めたもので、この特例利用申込みを受けて当財団専務理事を座長とする特例利用審査会による審査を実施し、特例利用の利用承認を決定いたします。

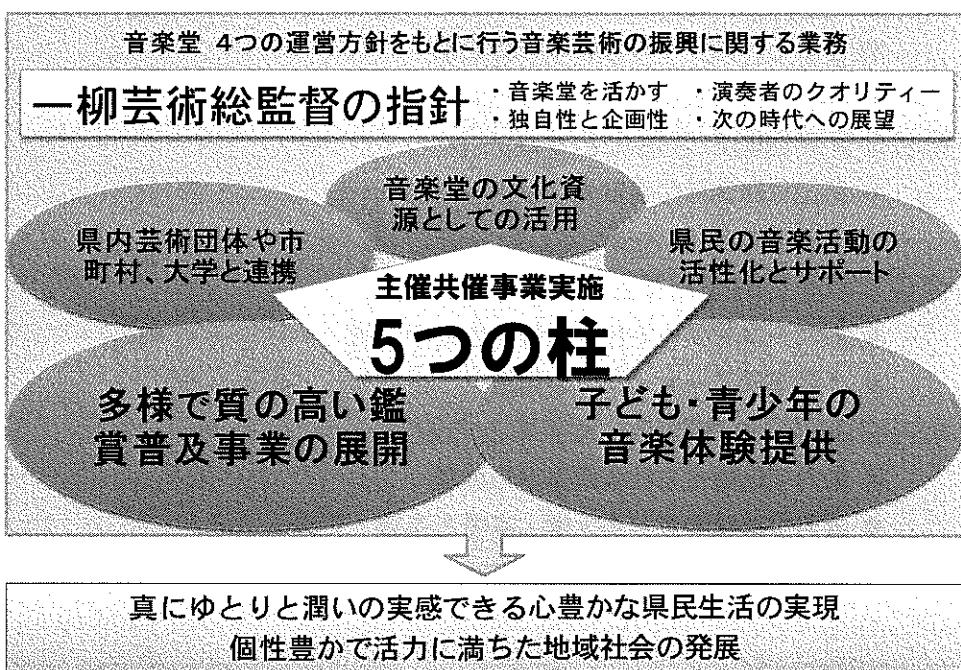
## I サービスの向上について

## (3) 事業実施に関する業務について

## ア 音楽芸術の振興に関する業務について

## (ア) 指定期間内における主催事業及び共催事業の実施方針

主催事業及び共催事業の実施に当たっては、冒頭に掲げた「音楽堂4つの運営方針」に沿い、次の5つを柱として実施していきます。



事業の選定に当たっては、日本を代表する作曲家である一柳慧芸術総監督が次の4つの項目を基本に芸術的観点から指揮する中、当財団が擁するプロデューサーをはじめとするアート・マネージメント・スタッフが、県民ニーズを踏まえて企画を練りあげ、財団内の企画会議等を経て決定していきます。

こうして、「木のホール」のクリアな音響と、1,000人規模の親密な空間ならではの醍醐味を味わえる、質の高い、多彩な鑑賞機会を、年間を通じて提供します。

実施に当たっては集客性を意識し、主催公演等での鑑賞・体験人数年間9,000人を目指し、これを指定管理期間内に達成させます。

## 《一柳慧芸術総監督の指針4項目》

- ・音楽堂の音響と空間を活かしていること
- ・演奏者、演技者のクオリティーが高いこと
- ・音楽堂の独自性や企画性に富んだ内容・構成であること
- ・現代の音楽や他ジャンルとのコラボレーションをプログラムに加えるなど、次の時代への展望を持って取り組んでいること

## I サービスの向上について

**主催共催事業実施 5つの柱****① 県民が音楽の豊かさを体験できる多様で質の高い鑑賞普及事業の展開**

- 伝統ある音楽専用ホールとして、期待にこたえる公演の実施
- 中高年の方々が音楽と出会うチャンスの創出

**② 子ども・青少年の音楽体験の積極的な提供**

- 子ども・青少年のための独自企画
- ホールにこられない子ども・青少年たちに音楽を届ける企画

**③ 県民の音楽活動の活性化とサポート**

- 県民参加企画の活性化
- 県民活動のサポート

**④ 音楽堂の歴史的文化資源としての活用**

- ミニ・コンサート付き建築見学会の開催
- 「音楽堂アーカイブ」の活用

**⑤ 県内芸術団体や市町村、大学等との連携**

- 県内で活動する芸術団体との協働
- 県内市町村や音楽系大学・高校と連携・交流
- 連携・交流で得たニーズの反映

**①県民が音楽の豊かさを体験できる多様で質の高い鑑賞普及事業の展開**

当財団は、この5年間、音楽堂の歴史と伝統を踏まえながらも、集客力や話題性のある事業を独自に企画し、県民の多様な鑑賞ニーズに応え、顧客を拡大してきました。主催共催公演時のアンケート回答の分析からも、以前は60代以上のシルバー層が多かった聴衆が、この5年で、40代や10代へも広がっていることが見て取れます。

これを踏まえ、次の5年間では、県民と音楽芸術との出会いをもたらす普及企画の実施により、この新たな聴衆を定着させつつ広げ、県民の生きがいにつながる環境づくりを行います。その内容は、単にわかりやすく親しみやすいだけではなく、知的・芸術的な好奇心を満たし、心を揺り動かし、新たな心のエネルギーを生み出すようなものでありたいと考えます。

特に開館60周年を迎える平成26年を中心にその前後の年も含めた3年を周年期間ととらえ、広くアピールすることで、県民の音楽文化への関心を喚起し、音楽鑑賞への契機とします。この期間中には、「音楽堂バロック・オペラ」等の大型企画とともに、県民の活動の紹介や参加を促進する特別企画を実施します。

## I サービスの向上について

- 伝統ある音楽専用ホールとして、期待にこたえる公演の実施
  - ・音楽堂の音響を活かした古楽公演と「音楽堂バロック・オペラ」の実施



平成 19 年度 音楽堂バロック・オペラ「オルフェオ」

他ホールと比べ、特に古楽に適していると評価が高い音楽堂のクリアな音響を生かし、バロック時代の音楽の活力と魅力を再発見する公演を積極的に実施します。

国内外の古楽アンサンブルによる演奏会に加え、コンサートホールの空間を生かし音楽を重視した演出による「音楽堂バロック・オペラ」を、開館 60 周年を中心に 5 年間で 2 回程度、主催で実施します。

「音楽堂バロック・オペラ」シリーズは、既に 4 回の実績を持ち、演奏の質の高さと同時に、コン

サート専用ホールが非日常のオペラ空間に変わる楽しさも相まって、一般県民から音楽界まで広く注目を集め、鑑賞者の定着と広がりをみております。

実施に当たっては、チケット収入の確保はもちろんのこと、助成金、協賛金獲得に努力し、更に他公共コンサートホールとのネットワークを活かしてコストを削減にも取り組み、実施による効果の拡大を図ります。

- ・多彩なジャンルの企画を提供

音楽堂の音響はただクラシック音楽だけにその効果を發揮するものではありません。多くの方々に、現代享受しうる音楽芸術の多彩さとその魅力に触れていただこうという一柳芸術総監督の方針の下、「雅楽」「聲明」等の日本の伝統音楽やその楽器を用いた新作の創作、また、クラシックの源流ともいえる世界の民族音楽等の公演にも取り組み、鑑賞の広がりをめざします。

- ・「音楽堂ヴィルトゥオーゾ・シリーズ」の実施

平成 18 年より神奈川国際芸術フェスティバル期間中を中心実施してきた「音楽堂ヴィルトゥオーゾ・シリーズ」は、世界一流の「巨匠」演奏家の音楽を、1,000 人規模の親密な空間で聴く企画です。質の高い演奏を地元でじっくり鑑賞できる公演として、完売することも多く、これまで約 4,600 人の方が鑑賞、好評を博しております。本シリーズを通じ、豊かな音楽体験をこれからも身近に重ねていただけるよう企画していきます。

平成 22 年度 音楽堂ヴィルトゥオーゾ・シリーズ  
アンネ=ゾフィー・ムター ヴァイオリン・リサイタル

## I サービスの向上について

### ・ 通年にわたって質の高いクラシック音楽公演を実施

上記の他、国内外の演奏家による上質な室内楽や声楽、オーケストラ、また合唱団神奈川にふさわしい海外著名合唱団による公演を主催で実施します。

また、神奈川県内に拠点を置くプロ・オーケストラやオペラ歌手たちの団体と協働した共催公演を提供します。

それらの公演プログラムにおいては、同時代の音楽や新曲初演なども盛り込み、次の世代への展望を感じさせ、多彩な音楽表現を楽しめるよう工夫して実施します。

### ● 中高年の方々が音楽と出会うチャンスの創出

クラシック・コンサートは肩が凝りそうと敬遠する30-50代、退職後コンサートを楽しもうかと思うが、これまで仕事に追われてきていまだクラシック初心者という高齢者などを対象に、心に色彩と活力を与え、鑑賞の契機となり、今後の「生きがいづくり」につながるクラシック音楽の企画を提供します。

### ・ クラシック音楽の楽しさと会える独自企画コンサートの実施



平成22年度 クラシックな休日 in 音楽堂 (フラメンコとの共演)

解説や演出付きで、オーケストラがジャズなどクラシック以外のジャンルと共に演する「クラシックな休日を♪ in 音楽堂」公演や、「いけばな」など他ジャンルと音楽とのコラボレーションも交えた、魅力的な独自企画コンサートを実施します。

また、世界的な指揮者がオペラの魅力を楽しく紹介する「大野和士のオペラ・レクチャーコンサート」も引き続き、毎年実施します。

各公演には可能な限りプレ・トーク、ロビーコンサート、終演後の交流会などを実施し、音楽を身近に感じただけるような工夫を盛り込みます。

### ・ 平日昼公演や短時間コンサートの提供

退職者や子育て中の方々を対象に、平日昼の時間帯でのコンサート企画や、子ども連れでも鑑賞しやすい短時間コンサート等を行い、鑑賞の選択肢を拡大します。

## ②子ども・青少年の音楽体験の積極的な提供

「次代を担う子ども達の文化芸術体験活動の充実」については特に力点を置き、若い世代が精神文化である音楽を通じて多様な表現の存在を知り、その感受性を耕し人間性を育むチャンスとなる体験を提供するよう、積極的に取り組みます。

具体的には、以下の事業を通年にわたって積極的に行い、5年間累計で7,000人の子ども・青少年の参加をめざします。

更に、開館60周年という大きな節目を次の時代を担う世代に音楽の豊かさを継承していく新たなチャンスととらえ、当財団がこれまで培ってきた企画力と、国際的に活躍する指揮者や

## I サービスの向上について

演奏家らとの人脈を駆使して、若い世代に音楽体験を届ける企画を提供します。

● 子ども・青少年のための独自企画

・オーケストラ等公演のリハーサル公開

主催公演や、共催する「神奈川フィルハーモニー管弦楽団 聖響音楽堂シリーズ」「オペラ・ガラ・コンサート」などプロの公演において、子ども・青少年対象に年5回程度リハーサル公開を実施します。参加は、近隣の小中学校のクラス単位、学校校長会等を通じて募集する小中高校の音楽関係クラブ単位、そして「神奈川芸術P R E S S」や「県のたより」など県域広報誌を通じての個人応募などで、広く県域から募ります。

・学校や地域へのアウトリーチ

主催公演の関連事業として、教育委員会などの協力によりアウトリーチを行います。また、地元で活動するアート系N P O 法人のネットワークに参画し、音楽堂主催公演などの出演者らによる小学校へのアウトリーチを実施します。上記により、年間3ヶ所程度の学校又は地域へプロ演奏家による生の音楽体験を届けます。



平成21年度 藤原真理アウトリーチ (於：下永谷小学校)

尚、本企画は、音楽堂と県民ホール（本館、神奈川芸術劇場）が連携して実施する文化庁「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」の対象事業として申請中であり、教育との連携をアピールすると共に、外部資金獲得に努めます。

・音楽堂バックステージ・ツアー

小学生を対象に、音楽堂の舞台、客席、ホワイエ、楽屋などを音楽堂職員の解説付きで「探検」し、その後、クラシックのミニ・コンサートを鑑賞する企画を、年間2回程度実施します。

・親子向け新企画「音楽堂・夏休みオーケストラ！」の実施

地域の芸術団体である神奈川フィル及び常任指揮者の金聖響氏と協働し、親しみやすいオーケストラ・コンサートとその関連企画を毎年8月に主催で実施します。



平成21年度 音楽堂バックステージ・ツアー

トークつきの演奏会と同時に、「こどもスタッフ」体験（コンサート時のステージ運営、客席案内や場内アナウンスなどを体験してもらう）や、前述の公開リハーサル、アウトリーチ、バックステージ・ツアーなどを組み合わせ、小中高校の子どもの参加を促進し、音楽堂への親しみと、音楽の楽しさを伝える夏の恒例企画とします。

なお、本公演を、音楽堂と県民ホール（本館、神奈川芸術劇場）で連携して実施する

## I サービスの向上について

文化庁「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」の対象公演として申請中であり、若い世代向けの独自企画をアピールすると共に、外部資金導入に努めます。

- ・開館 60 周年期間に、世界的な指揮者や演奏家らが若い世代のために行う公演を企画 60 周年という特別な機会に、これまで当財団が培ってきた著名なアーティストたちとの人脈を活かし、彼らの協力を得て、「今、若い世代に伝えたい音楽の素晴らしさ」をテーマにした、質の高い、しかもユニークな公演を企画します。具体的には平成 25 年～27 年の 3 年間に、年間 1～2 本程度実施し、次代を担う子ども・青少年にインパクトある音楽体験を提供します。

### ● ホールにこられない子ども・青少年たちに音楽を届ける企画

残念ながらホールまで出向いての鑑賞が困難な子ども・青少年がいます。こうした子ども・青少年にも音楽の楽しさを届けるべく、当財団ではこの 5 年間、県立養護学校へプロの演奏家とともに出向いて音楽を鑑賞してもらう「音楽堂ふれあいアウトリーチ」を実施してきました。神奈川県教育委員会子ども教育支援課の協力を得て、これまで県立養護学校 12 校の児童生徒約 2,100 人が生の演奏を体験しました。

障害のある子ども・青少年が生の音楽に触れ、生き生きとした表情を見せるとき、私たちはもちろん、出演した演奏家たちも、音楽の力を深々と実感します。この事業を、引き続き神奈川県教育委員会の協力を得て継続し、今後も年 2～3 校程度訪問していきます。

## ③県民の音楽活動の活性化とサポート

### ● 県民参加企画の活性化

音楽堂が、今まで 80 数パーセントの利用率を保ち、利用され続けているのには、アマチュアの音楽愛好家たちの音楽堂を拠点としての活動が深くかかわっています。

音楽堂を拠点として、子どもから高齢者までが、それぞれの好む音楽ジャンルで、自ら表現する楽しさを知り、その技術に磨きをかけ、その活動によって生きがいを作り出しているのです。

当財団ではこのことに鑑み、開館 60 周年期間を中心に、主催公演にアマチュアの合唱団やオーケストラが参加できる企画を盛り込み、活動の場の提供とその活性化へのチャンスを提供していきます。

特に、平成 27 年に第 50 回を迎える「クリスマス音楽会『メサイア』演奏会」の活性化に取り組みます。本公演は神奈川県合唱連盟と連携して実施する音楽堂を代表する伝統公演として、広く県民に親しまれています。ベートーヴェン作曲『第九』に比べ、ヘンデル作曲『メサイア』は合唱の名曲が全編にわたってちりばめられた「合唱が主役」とも言える作品です。その全曲を、アマチュア合唱団がプロのオーケストラや歌手たちと共に歌い上げるという本公演は、まさに神奈川県の合唱文化の厚みを実感させるものです。

当財団では、第 50 回の節目が、この公演の伝統を今後 10 年 20 年と継承していく大切な

## I サービスの向上について

ステップとなるよう、今後5年間をかけて、合唱連盟と協働した合唱技術向上企画や、次代を担う学生たちの参加を促す取り組みを行い、活性化を図ります。また、本公演を、音楽堂、県民ホール(本館、神奈川芸術劇場)の3館で連携して申請する文化庁「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」の対象予定事業として、外部資金導入に努めると共に、地域文化の発信をアピールします。

## ● 県民活動のサポート

神奈川県合唱連盟による各種合唱の発表やコンクール、小学校から高校までが参加するNHK全国学校音楽コンクールの県大会、かながわ音楽コンクールの本選、神奈川県芸術舞踊協会のダンス・フェスティバル、神奈川県三曲会の発表など、県域レベルで活動するアマチュアの方々が音楽堂に集う諸事業に共催し、安全に配慮したスムーズな運営への積極的な支援、サポートを行います。

特に、県内約3,000人の女性たちが実行委員会を組織して、音楽堂を拠点に50年以上継続している「音楽堂・おかあさんコーラス」大会では、4日間にわたる大会中、財団職員も受付や誘導などを分担し、高齢者の参加が多い本大会が事故なく、出演者が満足のいく開催となるよう、積極的にサポートします。

## ④音楽堂の歴史的文化資源としての活用

近代建築の雄、前川國男の傑作として知られる建築史的価値や、戦後音楽史を彩った名演奏が染み込む木のホールの音響への、演奏家や聴衆の愛着には深いものがあります。そこに蓄積された記憶と時間を理解し、そこでの鑑賞体験を重ねていくことはまさに「文化的な豊かさの実感」と直接的に結びつくものと考えます。

こうしたことから音楽公演のみならず、音楽堂の建築・歴史への関心を高め、県民の知的好奇心を刺激し、音楽鑑賞の契機となるような企画を実施します。

特に平成26年に音楽堂は開館60周年という、日本の公共ホールとしては前人未到の節目を迎えます。その祝祭にふさわしい企画を当該年度の前後も含めた3年間にわたって実施し、神奈川における音楽芸術の普及と鑑賞の拡大への起爆剤として活用します。

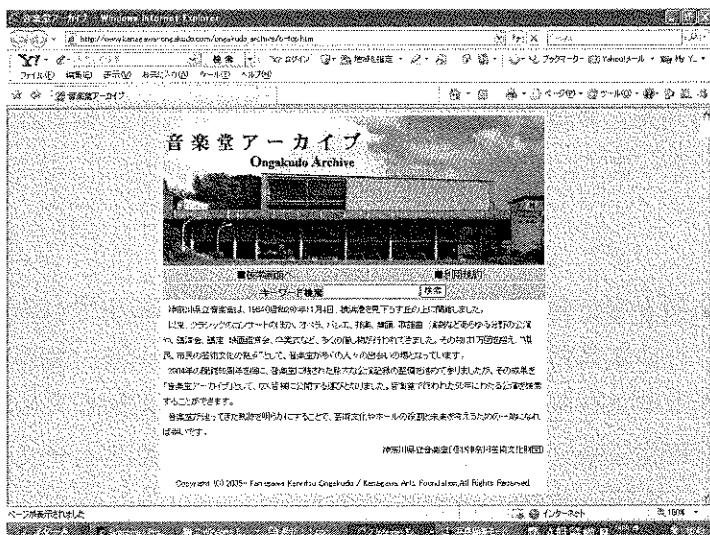
## ● ミニ・コンサート付き建築見学会の開催

ホールの音響の素晴らしさを体感してもらうミニ・コンサートと著名建築家が音楽堂の建築史的な意義や意匠の魅力などを紹介する講演を組み合わせた新企画を年2回程度開催します。平日昼間に開催し、普段コンサートに来場しない方にも「音楽堂の建築」という切り口を通し、音楽の楽しさと出会えるよう工夫します。尚、ミニ・コンサートには若手・気鋭の演奏家を登場させ、その紹介の場としても活用します。

また、安全に留意しながら、通常ではお見せしていないバックステージを音楽堂職員がご案内する少人数での施設見学会も併せて実施します。

## I サービスの向上について

### ● 「音楽堂アーカイブ」の活用



平成 26 年に開館 60 周年を迎えるに当たり、前後 3 年間の周年期間には、音楽堂に保管されているポスターやプログラム、新聞記事などの資料とそれをデータ化し、一部は現在もウェブ上で公開している「音楽堂アーカイブ」を活用した、展覧会、ミニ・コンサート等の事業を多彩に企画します。これにより、県のアマチュア演奏家たちの参加等も含めながら地域社会と音楽堂との絆を深めます。

### ⑤県内芸術団体や市町村、大学等との連携

#### ● 県内で活動する芸術団体との協働

県内で活動する神奈川フィルハーモニー管弦楽団、神奈川県合唱連盟、横浜シティオペラ、神奈川県芸術舞踊協会等の芸術団体の公演等に共催し、サポートしつつ協働し、その活動の活性化をめざします。

#### ● 県内市町村や音楽系大学・高校と連携

県内市町村や音楽系大学と連携し、音楽堂事業を展開する中で、市町村文化担当者やアートマネージメントを学ぶ学生、音楽家をめざす生徒らとの交流の場を生み出し、鑑賞普及や広報の新たな仕組みづくりを進めます。

##### ・地元NPO法人や音楽団体、大学との連携・交流

横浜市内で活動するアート系NPO法人や音楽団体等と連携し、小学校等へのアウトリーチ事業に参画します。また、県内の音楽専門課程を持つ大学や高校と連携し、音楽堂事業における学生・生徒の体験・活動の場を提供します。

##### ・市町村との連携

県内市町村と連携し、市町村文化担当者との交流により、県域における音楽企画や広報の活性化を図ると共に、音楽堂企画の提供や地域へのアウトリーチの開催、地域ホールの音楽公演への企画協力等を行い、音楽堂のノウハウを県内文化振興のために活用・発信します。

##### ・連携、交流で得たニーズの反映

県内の芸術団体や大学等との連携・交流等で得られた意見やニーズを資産ととらえ、音楽堂の運営や主催・共催事業の企画に反映させます。

## I サービスの向上について

平成23年度前半ラインナップ  
(※表中で網がけしてある事業は主催事業です)

時期	23年度	付加項目	一般鑑賞	子ども対象	県民活動	文化資源活用	地域連携
4月	クラシックな休日を♪in音楽堂 藤岡幸夫指揮 神奈川フィルハーモニー管弦楽団	公開リハーサル トーク付き公演	○ ○				○ ○
	第34回全日本おかあさんコーラス神奈川県大会(共催)		○	○			
	第27回かながわ音楽コンクールユースピアノ部門本選(共催)			○	○		
5月	音楽堂ヴィルトゥオーゾ・シリーズ6 マリア・ジョアン・ピリスの世界(全2公演) 第1夜「シーベルティアーデ～室内楽のタベ」 第2夜「ショパンの『ノクターン』を聴く」						
	ミニ・コンサート付き建築見学会	バックステージ・ツアー	○		○		
6月	音楽堂ヴィルトゥオーゾ・シリーズ7 ヘレヴェッヘ指揮 コレギウム・ボカーレ J.S.バッハ:ミサ曲口短調 神奈川フィルハーモニー管弦楽団	プレトーク 公開リハーサル	○ ○				○ ○
	「聖響音楽堂シリーズ」(共催)		○				○
	第54回神奈川県合唱祭(4日間)(共催)			○			
	第26回ヨコハマコンペティションPART1(共催)			○			
	ダンスカナガワフェスティバル(共催)			○			
7月	神奈川フィルハーモニー管弦楽団	公開リハーサル	○				○
	「聖響音楽堂シリーズ」(共催)		○				○
8月	世界の音楽シリーズ 大野和士のオペラ・レクチャーコンサート	プレトーク トーク付き公演	○ ○				
	「音楽堂・夏休みオーケストラ！」(3日間)	バックステージ・ツアー アウトリーチ	○ ○	○	○	○	○
	金聖響指揮 神奈川フィルハーモニー管弦楽団	子どもスタッフ 公開リハーサル	○ ○				○
		トーク付き公演 交流会	○ ○				
	NHK全国学校音楽コンクール神奈川県大会(4日間)(共催)			○	○		
	神奈川オペラフェスティバル～オペラ・ガラ・コンサート(共催)	公開リハーサル	○				○
	第54回神奈川県合唱コンクール(2日間)(共催)	トーク付き公演	○				

## I サービスの向上について

平成23年度後半ラインナップ  
 (※表中で網がけしてある事業は主催事業です)

時期	23年度	付加項目	一般 鑑賞	子ども 対象	県民 活動	文化 資源 活用	地域 連携
10月	第51回音楽堂・おかあさんコーラス(4日間)(共催)				○		
	音楽堂・ウィークデイ・コンサート 森麻季ソプラノ・リサイタル(予定)	トーク付き公演	○				
11月	第26回ヨコハマコンペティションPART2(3日間)(共催)				○		
	第45回神奈川県名流三曲祭(共催)				○		
12月	子ども版ミニ・コンサート付き建物見学会	バックステージ ツアー	○		○	○	
	第46回クリスマス音楽会「メサイア」演奏会 小泉ひろし指揮 神奈川フィルハーモニー管弦楽団		○		○		○
	合唱:神奈川県合唱連盟						
1月	ニューイヤー・コンサート	トーク付き公演	○				
	日本の雅—雅楽でお正月						
	ミニ・コンサート付き建築見学会	バックステージ ツアー	○			○	
2月	音楽堂・ふれあいアウトリーチ(2校予定)	アウトリーチ		○			○
	小学校アウトリーチ(2校予定)	アウトリーチ		○			○
	第35回神奈川県合唱フェスティバル(共催)				○		
3月	神奈川フィルハーモニー管弦楽団	公開リハーサル		○			○
	「聖響音楽堂シリーズ」(共催)		○				○

## ◆23年度

## 《主催公演》

コンサート 10公演

バックステージ・ツアー 4回

公開リハーサル 6回

アウトリーチ 5回

《共催公演》 15演目 27公演

## I サービスの向上について

平成 24 年度前半ラインナップ

(※表の中で網がけしてある事業は主催事業です)

時期	24年度	付加項目	一般 鑑賞	子ども 対象	県民 活動	文化 資源 活用	地域 連携
4月	クラシックな休日を♪in音楽堂 飯森範親指揮 東京交響楽団	公開リハーサル トーク付き公演	○ ○				○ ○
	第35回全日本おかあさんコーラス神奈川県大会(共催)				○		
	第28回かながわ音楽コンクールユースピアノ部門本選(共催)			○ ○			
5月	音楽堂・古楽の響き ル・ポエム・アルモニーク(古楽アンサンブル) 「ヴェネツィア～中世ヴェネツィアの祭りと音楽」	プレトーク	○				
	ミニ・コンサート付き建築見学会	パックステージ ツアー	○			○	
6月	音楽堂ヴィルトゥオーゾ・シリーズ8 調整中	プレトーク	○				
	神奈川フィルハーモニー管弦楽団 「聖響音楽堂シリーズ」(共催)	公開リハーサル	○ ○				○ ○
	第55回神奈川県合唱祭(4日間)(共催)				○		
	第27回ヨコハマコンペティションPART1(共催)				○		
	ダンスカナガワフェスティバル(共催)				○		
7月	神奈川フィルハーモニー管弦楽団 「聖響音楽堂シリーズ」(共催)	公開リハーサル	○ ○				○ ○
8月	世界の音楽シリーズ 大野和士のオペラ・レクチャーコンサート 「音楽堂・夏休みオーケストラ！」(3日間)	プレトーク トーク付き公演 パックステー ジ・ツアー	○ ○				
	金聖響指揮 神奈川フィルハーモニー管弦楽団	アウトリーチ 子どもスタッフ	○ ○				○ ○
		公開リハーサル	○				
		トーク付き公演	○ ○				
		交流会	○ ○				
	NHK全国学校音楽コンクール神奈川県大会(4日間)(共催)			○ ○			
9月	室内楽コンサート	プレトーク	○				
	神奈川オペラフェスティバル～オペラ・ガラ・コンサート(共催)	公開リハーサル トーク付き公演	○ ○				○
	第55回神奈川県合唱コンクール(2日間)(共催)				○		

## I サービスの向上について

平成24年度後半ラインナップ

(※表中で網がけしてある事業は主催事業です)

時期	24年度	付加項目	一般 鑑賞	子ども 対象	県民 活動	文化 資源 活用	地域 連携
10月	第52回音楽堂・おかあさんコーラス(4日間)(共催)				○		
	音楽堂・ウィークデイ・コンサート	トーク付き公演	○				
11月	第27回ヨコハマコンペティションPART2(3日間)(共催)				○		
	第46回神奈川県名流三曲祭(共催)				○		
12月	子ども版ミニ・コンサート付き建物見学会	バックステージ ツアー	○		○	○	
	第47回クリスマス音楽会「メサイア」演奏会 小泉ひろし指揮 神奈川フィルハーモニー管弦楽団		○		○		○
	合唱:神奈川県合唱連盟						
1月	ニューカラー・コンサート 中国の華やぎ—中国音楽でお正月	トーク付き公演	○				
	ミニ・コンサート付き建築見学会	バックステージ ツアー	○			○	
	音楽堂・ふれあいアウトリーチ(2校) 小学校アウトリーチ(2校)	アウトリーチ	○				○
	第36回神奈川県合唱フェスティバル(共催)				○		
3月	神奈川フィルハーモニー管弦楽団 「聖響音楽堂シリーズ」(共催)	公開リハーサル	○				○

## ◆24年度

## 《主催公演》

- コンサート 10公演
- バックステージ・ツアー 4回
- 公開リハーサル 6回
- アウトリーチ 5回

《共催公演》 15演目 27公演

## サービスの向上について

## (イ) 事業の収支バランスの安定を図る取組みについて

## ①事業の収支バランスの考え方

- 収入構造は、事業収入（利用料金収入、チケット売上等）、外部資金（助成金、協賛金等）、指定管理料を柱に構成し、事業収入や外部資金の構成比率を向上させます。
- 主催共催公演事業においては、経験豊富なプロデューサーを中心としたアート・マネージメント・スタッフが、チケット収入と助成金等の外部資金確保を行う一方、地道な交渉と、小さな無駄も排除した制作を徹底するなど多様な取り組みを行います。これにより、5年間で主催共催公演事業費における指定管理料率を50%以下にすることを目指します。
- 主催事業に充当する指定管理料は経費節減の対象とせず、効果的に活用して公演制作を行うと共に、予算を上回る事業収入があった場合は、「音楽堂バロック・オペラ」等大型公演の制作経費に当てるなど、事業全体の質の向上や充実に活用します。
- 有料入場者数は、主催事業全体で販売可能席の概ね2／3席を目標値に設定し、営業活動を工夫することで更に有料入場者数を増加させます。
- 貸し館による県民活動に供し、同時に利用料金収入を確保していくため、主催共催事業に当てる日数は年間の利用可能日数の概ね25%とします。

## ②指定管理料以外の収入の確保について

## (a) 企画の充実による事業収入の確保

- 高い企画力と、より多彩でバランスのとれた年間プログラムを展開することで、多様な県民ニーズに応え、収入増を図ります。好評を博しているシリーズ公演については、常に見直しつつ新鮮な切り口で実施を継続し、チケット収入を確保します。
- これまで培ってきた高いプロデュース力により、注目を集められる出演者・指揮者などを起用し、より興味を喚起するプログラミングで、公演の話題性や集客性を高めます。
- チラシ等宣伝物は、その公演の趣旨や内容、魅力が充分に予測でき、アピールできるよう効果的に作成します。
- プレ・レクチャー、公開リハーサル、アウトリーチなど、公演に対する興味と理解を深めるための様々な関連企画を工夫し、本公演への関心を集め、集客増へつなげます。
- 音楽堂の独自企画公演の再演や共同開催などを県内、県外の音楽ホールに提案し、連携して実施することでコストダウンと事業収入確保を実現させます。

## (b) 広報宣伝・営業の強化

- ウェブサイトに掲載しているブログを活用し、公演の内容や制作状況をタイムリーに、細やかに伝え、公演に対する親しみを持つてもらえるよう工夫を重ねながら情報発信していきます。本ブログにより音楽堂ウェブサイトへのアクセス数は確実に増加しており、今後更に多くのアクセスを獲得できるよう、的確な話題作りをしていきます。
- より多くの県民に情報が届く工夫と環境整備を行い、新たな顧客創造を行います。
  - ・新聞や雑誌、フリーペーパーなどにおける無料媒体での露出量を増やします。

⇒記者や雑誌の特質を十分把握し、興味を喚起する切り口でタイムリーに情報提供す

## I サービスの向上について

ることで、公演情報が掲載される機会を増やします。

- ・公演やチケットについての携帯サイトを開設します。

⇒広報誌やチラシ・ポスターにQRコードを表示し、関連サイトへのアクセスを容易にし、閲覧者を増やします。

- 音楽堂独自の営業と併せ、財団全体で営業対象としている各種厚生福利団体、鑑賞団体、学校関係等の特質も把握した営業により、団体顧客で一定の売上を確保します。
- 公益財団法人化に伴い、財団友の会組織の再編をします。従来有料だった会員組織を無料化、入会方法を簡易にし、会員数の拡大をめざします。会員へはメールマガジンにより隨時公演情報をダイレクトに届ける体制を作り、チケット販売を強化します。多くの会員を確保することにより、財団全体のチケット販売の増大を図ります。
- 開設12年になる音楽堂チケットセンターでの販売実績に基づきダイレクトメールを郵送するなど、インターネット以外の手法も組み合わせ、顧客を確保します。

### (c) チケット販売戦略の強化

- 各世代や需要に対応する、よりきめ細やかなチケットの特典等を設けます。

24歳以下を対象とした学生券の設定や、65歳以上を対象とするシルバー券の設定を適宜継続しつつ、1人よりも友人、親子など複数での来場を促すペア券設定など、工夫を重ね、県民の鑑賞促進を図ります。

- 当財団チケット販売システムの更新により、チケットをより購入しやすくします。

従来の窓口販売、電話予約販売だけでなく、インターネット予約を通じて、好みの席を24時間いつでもどこでも予約することができる環境を提供します。

パソコンを使用しない環境の方にも対応できるよう携帯電話からの予約も可能にします。予約済みチケットの受け取りは、全国的に、また神奈川県内においても、最も店舗数の多いコンビニエンス・ストア「セブンイレブン」でも行えるようにします。このことにより、直接音楽堂の窓口まで足を運ぶ必要がなくなり、従来加算されていた送料負担も不要となり、サービスの向上となります。

### (d) 外部資金獲得への取り組み

- 助成金獲得に努めます。

指定管理者となってから4年間に、当財団では音楽堂事業について、(独)芸術文化振興基金、(財)地域創造、(財)アサヒビール芸術文化財団、(財)ロームミュージックファンデーションなど、公的助成金と民間助成団体から37,900千円(年平均9,475千円)の助成金を得ました。この額は、それ以前の4年間に獲得した助成金の4.8倍に当たります。助成金はその年の実施企画の内容や事業規模と関連し、助成団体の方針による判断で採択の可否や金額が決まるため、必ずしも希望額が獲得できるわけではありませんが、今後も引き続き助成意図を把握し、申請するに最適な事業を選択し、積極的に申請していきます。なお、文化庁が平成22年7月から実施を予定している「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」には、音楽堂と県民ホール(本館、神奈川芸術劇場)で連携して申請し、外部

## I サービスの向上について

資金獲得をめざしています。

● 企業協賛金獲得に努めます。

これまで神奈川国際芸術フェスティバルを中心に約 70 社以上の企業からのご支援をいただきましたが、本年、公益財団法人の認定を得て、更に寄付等をいただきやすい体制が整いました。音楽堂、県民ホール、神奈川芸術劇場、かながわアートホールの4館で連携して事業展開することによる鑑賞機会の多彩さと集客規模の大きさが、寄付者や企業への大きなモチベーションとなります。

また、地元企業等を中心とした小口の支援や現物での支援、更に個人のサポーターからもご寄付等いただけるようになりましたので、今後はチラシ、ウェブサイト、情報誌などへの広告やご芳名の掲載など、ご支援いただいた企業や個人へのインセンティブについても配慮し、継続して外部資金獲得活動を積極的に行います。

## 過去3年間の獲得実績（参考）

単位（千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
芸術文化振興基金	5,000	1,900	4,500
地域創造ほか	5,000	3,800	9,000
民間助成金	1,800	0	500
合計	11,800	5,700	14,000

※平成19年度及び21年度は、大型バロック・オペラ公演に多額の助成をいただきました。

※このほか70社を越える企業の皆様から協賛金、広告でのご支援を頂いているほか、例年夏の子ども向け公演での交流会用飲み物など現物でのご支援も頂いております。

## (e) 事業経費節減の取り組み

事業実施に際しては、常にコスト意識を持って取り組み、出演交渉から広報宣伝に至るまで、経費の無駄を排した、徹底した予算管理をします。また以下の取り組みを行います。

● 他公立文化施設等との連携による費用とリスクの分担

県域の文化施設・団体や全国の公共文化施設等との共同制作や企画連携を積極的に検討し、制作費の軽減や連携事業を対象とする助成金の獲得、リスク分散を図ります。

《過去の実績：県外他ホールとの連携の例》

県外他ホールと連携することにより、効果的・効率的に制作するとともに、事業収入（企画制作費）にもつなげました。

・平成18年度：静岡音楽館AOIと連携「アンサンブル・ヴィエナ・コラージュ」

・平成21年度：いずみホール（大阪）と連携「大野和士のオペラ・レクチャーコンサート」

兵庫県立芸術文化センターとの連携 「聲明—西行マンダラ」

● 公演広報費用の効率的な執行

費用対効果を考慮しつつ、発売日・開催日が近い公演、鑑賞対象が類似している公演などの広報宣伝計画に基づき、合同チラシの作成、数種のチラシ同封や合同葉書によるDM告知、或いは数公演合同での広告掲出などにより、広告費や印刷費、通信費を削減します。

## I サービスの向上について

## (f) 利用料金収入の確保

## ● 貸館に配慮した自主事業配分

利用料金収入の確保のために、主催共催事業に当てる日数は年間の利用可能日数の概ね25%とします。また、アマチュアの貸し館利用ニーズが比較的低い4～5月、9月、1月などの時期に可能な限り主催共催事業を実施し、また、平日を利用した主催事業を企画するなどして、貸し館とのバランスに十分配慮し、利用料金収入を確保します。

## ● 積極的な営業による貸館の獲得

ここ数年の統計により利用率の低下が見られる9月、1月などの閑散期については、繁忙期で抽選に漏れた団体に空き日を紹介するほか、施設利用システムを利用して、同時期に利用履歴のある団体を分析し、高等学校の吹奏楽部や合唱部、その他一般県民による音楽団体のリハーサル利用も含め、想定されるニーズに合わせた情報を、DM等により送付するなど、積極的に働きかけます。また、録音専門雑誌等での記事掲載を働きかけることによりCD収録等での複数日連続利用を促進します。

この他、音楽堂利用方法や空き日状況の提供など広報を積極的に行うとともに、利用サービスの向上等による利用促進を図り、利用料金収入を現状の予算34,000千円から5年間で定常的に35,500千円まで増加させ、さらにそれ以降も同様の収入を維持します。

## ・空き日の周知とりピーターの確保

空き日について、ウェブサイトに素早く最新情報を掲載し広く周知します。

閑散期については、繁忙期で抽選に漏れた団体に空き日を紹介するなど、利用促進に努めます。また施設利用システムを活用し同時期における利用履歴等を分析し、あらかじめ情報送付の承諾を得た団体を対象に、ニーズに応じた情報を、タイミング良くダイレクトメール等で提供するなど、積極的に働きかけます。

## ・民間会社への働きかけ

民間で芸術性の高い鑑賞機会を提供している会社やプロモーター等に働きかけ、質の高いクラシック公演の誘致に取り組む一方、音楽堂の音響を活かせるアコースティックな内容でのポップス公演や録音等の誘致にも取り組みます。これにより、音楽堂の利用における可能性を拡大し、ホール価値を向上させ、貸し館利用拡大へと結びつけます。また、音楽堂に対するより多くの県民の興味を喚起し、来館や利用を促します。

## (g) 利用に伴う手続きの改善

## ● 利用申し込み期限の柔軟な対応

利用者サービス向上の観点から、従来の貸付要領を見直し、10日前以降の申し込みにも財団職員及び舞台スタッフの勤務を調整して対応することを原則とします。

リハーサル室については利用料金が低額なことから、申込み可能期間を利用日の直近までとすることで、より多くの県民の方に利用していただくことが可能となります。

これに併せて、ホームページでの空き状況の更新頻度を高めます。さらにブログを活用して携帯電話から空き情報が確認できるようにします。この方法はかながわアートホールでも実績があり、利用者の利便性の向上に寄与できます。

## I サービスの向上について

### ● 利用料金納付期限の変更

現状では利用料金は一括入金であり、その納入期限は利用日の1ヶ月前に設定されています。これを利用料金規程の変更により、分納とします。具体的には利用の7ヶ月前に利用料金の30%を納付していただき、1ヶ月前に残額を納付していただきます。分納制度にすることで少なくとも7ヶ月前には利用に対する明確な意思表示が入金によってなされるため、万が一キャンセルとなった場合でも、他に使用を希望する方々に、現状よりもすみやかに空きを周知することが可能となります。また、安易なキャンセルを防ぎます。

ただし本変更の実施に当たっては、長年にわたるリピーターが多い状況に鑑み、混乱を招かぬよう十分な説明期間を設けます。

### ③事業実施にかかる業務委託について

#### ● 舞台技術業務および他の舞台運営にかかる業務委託について

当財団では平成17年より音楽堂の舞台技術業務委託について提案型の業者選定を実施しております。これは、外部有識者が委託業者の提案を探点し、単に受注金額だけでなく、業者の経営状態、人的能力、サービスの内容などをバランスよく判断する選定方法です。これにより経費節減ばかりでなく、高度な技術力を持ち、安定して業務に当たれる業者に任せることができ、県民サービスにも直結します。今後もこの方式により業者選定を行います。

また、舞台にかかる機構、照明、音響、ピアノ、劇場椅子などの保守等、極めて高い専門性を要求される業務は、設置業者、納入業者に保守点検業務を委託しております。音楽堂は、昭和63年の大改修以来、設備機器など未だ更新がなされていないものが多く、老朽化が進んでいること、また、取り扱う設備が極めて高価であるうえ専門性が高く、簡単な故障でも舞台運営に滞りを発生させる可能性があるため、安全性と信頼性を第一に確保するためのものです。

なお、舞台技術業務ならびに、舞台にかかるその他の保守点検業務についてはすべて実施報告書の提出と職員による履行確認を実施しております。また契約にあたっては、経費節減の観点から業務内容の見直しを図り、価格の交渉を毎回行っております。

## I サービスの向上について

## イ その他音楽堂の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務について

## (ア) 市町村文化施設などの地域との連携に関する事業について

開館 56 周年を迎える音楽堂は、神奈川県の音楽文化の拠点として県下の芸術文化振興に寄与してきました。そこに蓄積した知識と経験、音楽事業に関する専門性を発揮するために、また多くは最重要課題である「子ども・青少年の音楽体験の提供」のために、下記のとおり県内市町村文化施設などと連携します。

## ①県内市町村との連携

神奈川県公立文化施設協議会の加盟館として、県内市町村との情報交換を常に密にし、互いの館運営に活かします。

県内における音楽鑑賞と体験の拠点として、市町村の子どもたちを市町村教育委員会などを通して募り、音楽堂での公演や公開リハーサルやバックステージ・ツアーなどへの参加を促します。また、県内市町村の文化担当者と連携した音楽堂企画の提供やアウトリーチの開催、地域ホールにおける音楽公演への企画協力などを行い、音楽堂のノウハウを県内文化振興のために活用します。

連携公演の実績として、平成20年度耐震補強工事休館中に県内 3ヶ所（内 1ヶ所は昭和音楽大学との連携）で音楽堂独自企画の公演を実施し好評を博しており、その経験を活かしていきます。

## 《過去の実績》

## 平成20年度

- ・グリーンホール相模大野大ホールにて「クリスマス音楽会メサイア全曲演奏会」を相模原市民合唱団との共演を交えて実施。 共催：財団法人相模原市民文化財団
- ・小田原市民会館にて「井上道義の上り坂コンサート in 小田原」を実施。小田原少年少女合唱隊が神奈川フィルハーモニー管弦楽団と共に。 共催：小田原市

## 平成21年度

- ・音楽堂にて相模原市の政令指定都市指定記念「相模原室内合奏団演奏会」を実施。 主催：財団法人相模原市民文化財団 共催：県立音楽堂

## ②県内の大学等との連携

県内の音楽系専門課程を持つ大学や高校と公演実施やアウトリーチ等で連携し、県域での芸術振興が行われる仕組みづくりを考えると共に、音楽堂事業への学生・生徒の参加・体験の広がりを促進し、人材育成に寄与します。

## 《過去の実績》

## 平成20年度

- ・テアトロ・ジーリオ・ショウワ（川崎市麻生区）にて「大野和士のオペラ・レクチャーコンサート」を実施。客席案内等を大学生が担当。共催：昭和音楽大学

## 平成21年度

- ・音楽堂ふれあいアウトリーチ（文化庁・地域文化芸術振興プラン推進事業） アートマネージメントを学ぶ大学生が制作補助スタッフとして参加。

## I サービスの向上について

### ③県内音楽団体との連携

神奈川フィルハーモニー管弦楽団や横浜シティオペラなど、地域で活動する文化団体の公演に共催するだけでなく、連携して子どもたちの体験に寄与するための公開リハーサルなどを実施します。

また、開館60周年関連事業では、アマチュアながら開館当初より現在まで550回を超える定期演奏会を音楽堂で実施している「横浜交響楽団」をはじめとする県民の活動とも連携した企画を実施し、県民の文化活動を活性化するとともに、地域との絆をアピールします。

#### (イ) 事業実施にあたっての県民ホールや他の県立文化施設との連携のあり方について

##### ①当財団運営施設との連携について

一柳慧芸術総監督の指揮の下、大型のオペラ・バレエに適した大規模施設県民ホール、国内最高峰のミュージカル・演劇専門施設である神奈川芸術劇場、専門練習施設であるかながわアートホールと音楽堂との4館ネットワークで、県民の鑑賞及び活動の、クオリティーと多彩性を十二分に確保します。

特に、財団挙げて一定期間に多彩なジャンルで開催する「神奈川国際芸術フェスティバル」では、音楽堂、県民ホール、芸術劇場の3館で、公演のバランスを考え、しかも日程の重複にも留意し開催します。

また、それらを包括した広報により強く県民にアピール、鑑賞普及を行います。音楽堂で行う公演事業のリハーサルについては、かながわアートホールも利用し、そのリハーサルを公開するなど、本公演へつながる音楽体験の場を提供します。

##### ②紅葉ヶ丘地区県立文化施設との連携

音楽堂は、青少年センターとは駐車場の管理において、県立図書館とは暖房の熱源供給や電気主任業務などで、十分な連絡体制を敷くべき状況にあります。また、同じ地区に建つ文化施設として防犯防災等での連携は必須です。このため、月に1度は3館での情報連絡会を実施するほか、合同で防災訓練を実施し、利用者・来館者のスムーズな利用と安全確保を行います。

- 青少年センター

県内の演劇拠点として主催公演を実施していますが、公演チケットの販売窓口を持っていないことから、財団チケットセンターがそのチケット販売窓口を請け負い、県民の利便性向上に寄与するとともに、チラシの配布やポスターの掲示などにも相互協力し、情報の波及に効果を上げます。

- 県立図書館

本来一体施設であった県立図書館とは、音楽堂公演の内容に関連させた図書や視聴覚資料の展示・掲示を行うなどの実績があり、特に開館60周年に向けてこうした連携を強化します。

## I サービスの向上について

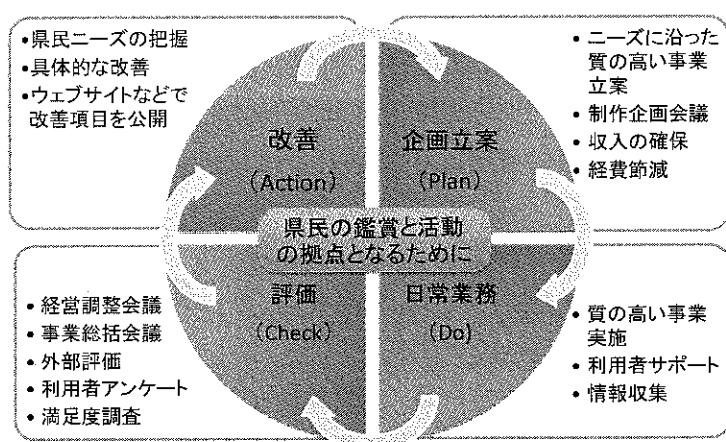
### ● 他の県立文化施設との連携

平成18年度には世紀末ウィーンをテーマとした公演で県立近代美術館と連携し、同美術館学芸員がゲスト出演した実績があり、今後も連携した企画の可能性を探ります。

県立図書館はもちろんのこと、近代美術館鎌倉館も音楽堂同様近代建築史的に価値ある建物であり、平成26年度に迎える開館60周年の際には、こうした共通項を持つ県立施設と協力・連携した企画を実施していきます。

## (ウ) 運営改善のための恒常的な評価活動について

### ①自己点検・自己評価



公演事業や管理事業の実施にあたっては、基本的に目標値や基準値等の指標を定め、その目標達成度や実施成果を確認する内部評価に関する会議を開催して評価と改善を重ねます。計画から実施、改善にいたるPDCA（Plan→Do→Check→Action）サイクルを日常業務の中における適切なタイミングで着実に実施します。

評価内容は、施設利用率、入場者数、事業数、有料販売数、メディア掲載数、といった定量的評価に加え、利用者ニーズの把握や苦情処理、トラブルへの対応などの報告もあわせ、①事業内容、②お客さまサービス、③施設維持、④地域貢献、⑤組織運営といった観点から評価を行い、施設の設置目的が達成されているかを総合的に評価するよう工夫します。

### 《評価に関する会議の例》

#### ・経営調整会議（毎月2回開催）

事務局長、各館館長、プロデューサー、課長らが出席する会議において、公演事業分野については毎回チケット販売状況を確認し、公演日までの見通しや対策について協議します。また、管理事業分野については、月初の会議において前月の運営の詳細状況、年度当初から前月までの推移、年間見通しなどについて確認を行います。

#### ・事業総括会議（年2回開催）

事務局長、各館館長、事業担当者らが出席し、半期ごとに公演事業及び管理事業についてのレビューを行い、次の半期に向けての課題や対策の確認・検討を行います。

#### ・制作企画会議（翌年度事業の企画時期に3回程度開催）

主催共催公演の企画のために開催。一柳芸術総監督、事務局長と各館プロデューサーらが出席し、事業内容の見直しと総括、改善を加え、長期にわたり安定的に継続する事業と、時代の要請に応じて刷新するもの、新規に導入するものとを吟味していきます。同時に、財団全体のラインナップのバランス、公演のコンセプトから出演者、内容、料金

## I サービスの向上について

設定等も吟味し、更に日程等が重ならぬよう調整を行います。こうした会議等を通し、社会環境や県民のニーズの変化などに的確に対応し、施設の設置目的をより効率よく実現していくため、事業の方向性や内容、手段などを定期的に検証し改善します。こうした評価活動を施設運営の基本的な活動として位置づけます。

また、年度ごとに重点的な評価領域を定め、関係者へのアンケート調査やヒアリングを実施するなど、中長期的な視点からの事業評価を重ねる工夫を行います。

更に、毎年度、自己評価報告書を作成し、組織全体で運営状況や改善状況を共有します。

### ②外部評価

外部有識者等から構成される外部評価委員会を設置します。上記①で作成した自己評価報告書等を基礎資料とし、公演視察やヒアリング等の活動を通して、事業内容や施設維持管理等について毎年度、評価いただき、その結果を次年度以降の事業改善や事業計画の見直しの基礎資料とします。

### ③情報の公開

運営状況を示す基本的な指標や外部評価の結果等については、ウェブサイト等を通じて広く公開します。

## 3 利用者への対応について

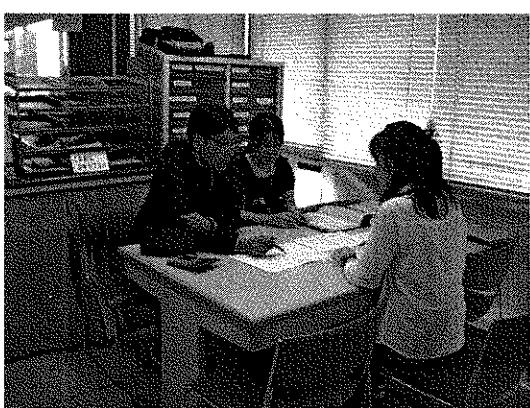
### (1) サービス向上及び利用促進のための取組みについて

#### ア 利用者サービスの向上に向けた取組みについて

##### (ア) 公平・安全・清潔感の確保

- 利用にあたっての公平性の確保を公共ホールの基本として遵守します。
- 館内での安全配慮が行き届くよう日常的に心を配り、職員の避難誘導・救急関連の訓練を的確に行います。
- 法令遵守、個人情報保護や危機管理の体制をしっかりと整えます。
- 行き届いた清掃によりホール全体の清潔感を生み出し、ホールの快適さと品格の醸成へとつなげます。

##### (イ) 安心感、親しみやすさの醸成



親切で丁寧な打ち合せ対応

- 県民の日常のすぐ隣りにある拠点施設として、アマチュアを中心とする利用者が使い勝手の良さを実感できるよう、利用申し込み等の仕組みを整えます。
- エレベーターやエスカレーターがないこと、ホール内の低い照度、階段の段差が急であること、楽屋から舞台袖に階段を使わなければ行かれない構造であることなど、高齢者、障害者に対するバリアフリー上の課題は、職員等の人的対応によって可能な限り補い、安全を確保し、安心感を提供します。

## I サービスの向上について

- いつも来ても、どの職員と話しても親切な対応を受けられ、わからないことがあっても気兼ねなく質問でき、利用者が的確なアドバイスを受けられるよう、職員全員が接遇研修などを受講するなど、適切な接客スキルを身につけます。
- バリアフリー対策のため、実際に障害者を音楽堂に招いて具体的な研修を行う等、実情に合わせた職員研修・育成を行います。

## (ウ) 音楽堂の貸し館事業における十分な利用者サポート体制

- 音楽堂の利用者の大半はアマチュアです。その自主的な活動を、舞台や公演制作のプロとして親切にサポートしていきます。

## 申込手続きでのサポート

## ①利用登録制度

利用履歴のある団体を対象に、次回の利用申し込みをFAXでも可能にする「利用登録制度」を導入します。これにより県内全域、特に遠方に在住の方でも利用しやすくなります。

## ②抽選の委任制度

利用申し込みの抽選は毎月1日に行っていますが、1日が平日に当たる場合、会社員等で構成されるアマチュア団体は参加しにくい現状があります。そこで、抽選を音楽堂職員に委任できる制度を導入し、抽選参加についての利便性を高めます。

## ③開館日および開館時間の柔軟な対応

現在休館日は音楽堂条例に基づき「毎週月曜日」及び「12月28日から1月4日まで」に設定されています。これは暖房の運転と保安員の配備を図書館に依存している事情によりますが、冷房については音楽堂単独運転が可能なため、利用者のご要望に応じて臨時開館します。

開館時間は、条例では9時から21時に設定されていますが、現在も前後1時間の延長に応じており、青少年センター管轄の駐車場の利用可能時間枠内という制限はあるものの、今後も利用者のニーズに合わせて柔軟に対応します。

## ④他ホールとの連携

利用者が予算などの都合でハーサル場所を別に探している場合、練習施設である、かながわアートホールに問い合わせ、申し込みも音楽堂で行えるようにします。

## 県民の自主的な活動の活性化

## ①申込手続き

- 利用登録制度
- 抽選の委任
- 開館日休館日の柔軟な対応

## ②本番まで

- チケット販売委託
- 広報宣伝
- 打ち合わせ
- 安全確保
- 各種サービスの斡旋

## ③当日

- 本番対応
- 快適な環境づくり

舞台や公演制作のプロフェッショナル 音楽堂

## I サービスの向上について

## 催事の本番までの事前サポート

## ①チケット販売の委託

当財団で運営しているチケットセンターでは利用者の催事のチケットを受託し、販売することができます。独自の販売システムを持たないアマチュア団体にチケット販売の手段を提供します。

## ②広報宣伝

当財団で発行している情報誌「神奈川芸術P R E S S」に催事の情報を掲載し、県域に広く周知するほか、音楽堂のウェブサイトにも情報を掲載します。また、チラシを音楽堂に配架します。

## ③舞台スタッフとの打ち合わせ

事前にタイムスケジュールや台本に沿って、舞台スタッフと綿密な打ち合わせを行います。経験豊富な舞台スタッフが利用者の希望を聞き、安全面や進行上実現可能のことと不可能なことを判断し、不可能なことについては代替を提案します。また演出についても、経験に基づいたアドバイスします。

こうした舞台スタッフの細やかな対応は、利用者から高いご評価をいただいており、今後更なるサービス向上をめざします。

## ④その他のサポート

必要に応じて、ケータリングやコーヒーサービス、託児業務、照明音響等での業者の増員、客席案内、CD販売業者等の斡旋を致します。また、細かいことですが、インターネットが必要な利用者への対応、ケータリングのための楽屋への電子レンジ設置など、楽屋のアメニティ向上に努めます。

## ⑤安全面

安全面については、細心の注意を払います。

大型車輛の利用や早朝利用など近隣の施設に周知する必要がある場合は、財団職員が近隣の施設と事前連絡を取り、当日安心してご利用いただけるよう手配します。消防署や警察署への届出など必要な手続きについても指導いたします。

## 催事当日のサポート

## ①本番の対応

職員勤務割の段階から催事の対応責任者を決めており、その者が、利用者の入館から開場開演時、退館まで、舞台スタッフと連携を取ってサポートします。

## ②快適な環境作り

音楽堂の空調は古い設備であるため、その調整に当たっては設備運転業務従事者と密に連絡をとることが大変重要です。当日の天候や利用者の人数、年齢層などきめ細かに把握し、快適に過ごせるよう、細やかに空調の調整を図ります。

## I サービスの向上について

## イ 利用者ニーズの把握及び事業等への反映並びに苦情処理やトラブルへの対応について

## (ア) 利用者ニーズの把握及び事業等への反映について

## ①県民のニーズへのアンテナを常に張ります。

職員一同がローテーションで日々の利用者に対する対応責任者を担当しているため、日常的に県内の学校やアマチュアの利用者と直に接する中で、ニーズを把握することができます。ふと耳にした利用者や来館者の小さな不満・苦情も丁寧に共有・検討し、そこから浮かび上がるニーズをも新たなサービスに結びつけます。

具体的には週1回の職員ミーティングで問題を共有し、改善案を検討していきます。

この他、アンケートやモニタリングの実施、投書箱の設置はもちろんのこと、利用団体から直接ご意見を承る場を設け、生の声をとらえて企画や運営などに反映させていきます。

また、県域の芸術団体や大学等と交流・連携する中で得られる意見やニーズを資産ととらえ、音楽堂の業務・事業に反映させます。

## ②利用者満足度調査を実施します。

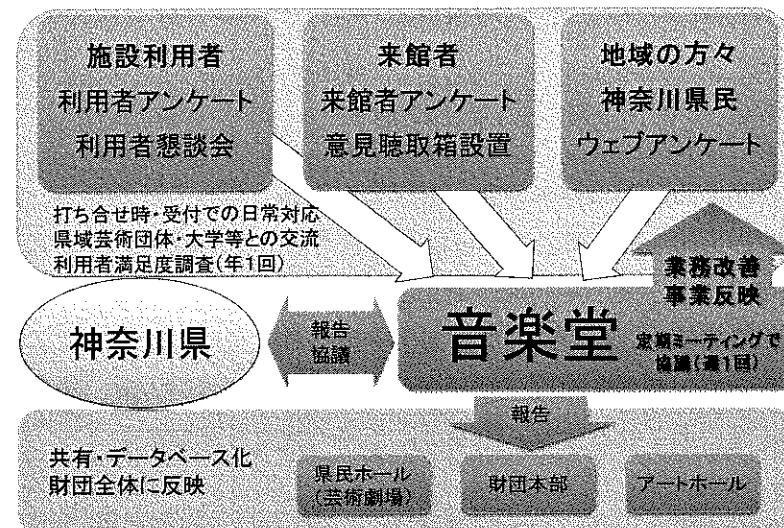
施設利用の方々のご意見・ご要望を把握するために、下記のような調査を実施します。

- ・財団全体で、年1回、約1ヵ月間にわたり、利用者、来館者へのアンケート実施
- ・利用日ごとに、主催者へ利用した実感をうかがうアンケートの実施
- ・利用者懇談会の開催

年1回、各ジャンルから利用頻度の高い団体の方に参加していただき、ハード・ソフトの両面からご意見をいただきます。

- ・主催共催公演での来館者アンケートの実施
- ・地域住民・県民ニーズ調査の実施

ウェブサイト内にアンケートのページを作り、県民の皆さんから、施設運営全般についてのご意見ご感想をいただきます。



## I サービスの向上について

### ③把握したニーズへの対応

下記のように対応いたします。

ご要望による改善等については、ウェブサイトで随時発表致します。

#### ・運営内容に関するもの

財団職員や委託先スタッフなど対象が特定できるご意見・ご要望については、担当者への指導を徹底し適切な対応・改善を行います。修繕等を伴うものは内容を精査し、軽微なものは速やかに対応し、そうでないものは、改善に向け調査・検討を行います。内容によっては県と協議していくなどの対応を取ります。

#### ・事業実施に関するもの

事業担当職員に随時伝達し、利用者・来館者の満足度が高まるよう、事業企画に反映します。

### (イ) 苦情処理やトラブルへの対応について

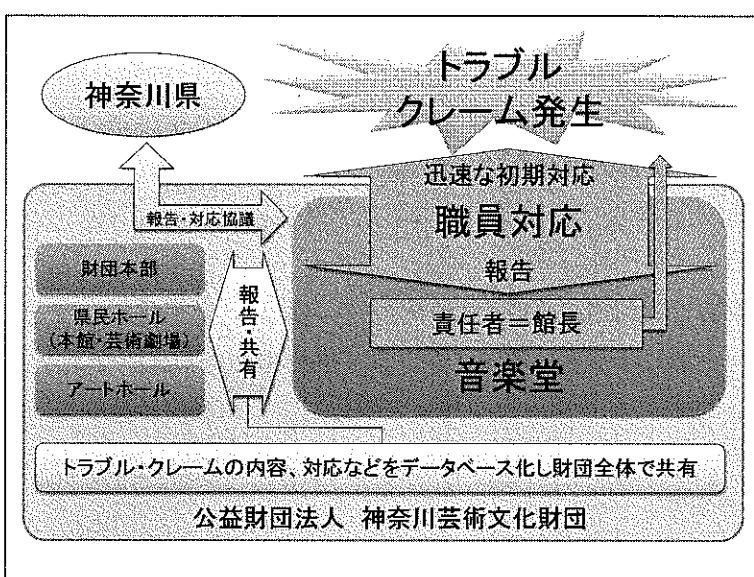
#### ①利用者への丁寧な説明と速やかで適切な対応

苦情・トラブルは起こさないことが最大の対策です。

責任、社会的責任、発生頻度などを考慮して、原因を是正します。

苦情処理体制としては、館長を苦情処理責任者としていますが、日常の運営においてはできるだけ迅速に対応できるよう、日々の対応責任者を決め、一義的に対応します。

#### ②対応のレビュー、スキルアップのための指導・改善トラブル予防のためには、これまで



「トラブル・クレーム対応マニュアル」とOJTにて対応してきましたが、今後は外部での接遇研修も受けるなど、すべての職員が利用者の視点から行動できる法人風土を醸成します。

また、苦情の予防のためには、利用者や来館者からのアンケート回答に記載されているご意見や、利用者との日常のやり取りの中で「ヒヤリ」とした経験を職員の中で共有し、重大なクレームに発展しかねない苦情の種

を察知し、その性質、程度、法的な苦情・トラブルが起きてしまった場合は、同じことが二度起きないよう、対応内容はすべて財団本部に報告し、不適切な対応の場合には職員への指導を徹底し改善します。

また、財団本部で、県民ホールや芸術劇場、アートホールで起きたトラブルも情報共有した上で「トラブル・クレーム対応マニュアル」を常に更新し、ノウハウの蓄積を図ります。

## I サービスの向上について

## (ウ) より多くの利用を図るために行う広報・P R活動について

当財団では、これまでホールの概要を掲載したカラー・パンフレット、詳細な利用方法を掲載したパンフレット、年間の主催・共催事業ラインナップを掲載したパンフレットを作成・配布してきました。今後も継続して実施するとともに、以下のことにも取り組んでいきます。

## (ア) 音楽堂の県域へのアピール

- 県内の文化施設を始め、図書館や公民館、商業施設など賑わいのある場所に音楽堂のパンフレットや公演チラシを配置します。
- 音楽堂をよくご利用くださる団体、学校、芸術・文化活動団体等のウェブサイトにリンクを貼り、音楽堂の事業や新たな取り組みをいち早く周知します。
- 財団で発行している「神奈川芸術P R E S S」の誌面や、新友の会体制におけるメールマガジンなどを活用して、音楽堂をアピールします。

## (イ) 新規顧客開拓とリピーター確保のための戦略的営業活動

## (ア) 地域メディアの活用

当財団では、プロデューサーが定期的にFMラジオで一般のリスナー対象にクラシックの楽しみ方を紹介するなど、NHK等地元の放送局と連携したアピールをしていますが、今後もこれを継続するとともに、新たに県内に広がるケーブルテレビ網も活用しながら、更に積極的にマスコミに働きかけます。

また、新聞社や地域ミニコミ誌、またウェブ・マガジン等の記者や編集担当者と連絡を密にし、音楽堂のトピックをいち早く掲載してもらえるよう常に話題を提供していきます。

## (ア) 新施設予約システムを活用したマーケティング

平成22年から新たに導入した施設予約システムを活用し、季節ごとの利用の傾向を的確に把握し、効率的な営業活動と新規の顧客を開拓します。

一般的に利用希望の多い5~12月の抽選会に先立ち、これまでご利用のない県内の芸術文化団体にも営業のためのDMを送付し、新規顧客の開拓につなげます。

## (ア) 利用料金シミュレーション

ご利用を検討中の方や、初めてご利用の方にもわかりやすいよう、「音楽堂コンサートパック」や「音楽堂大会パック」など親しみやすいネーミングでの利用料金シミュレーション表を、ウェブサイトに掲載します。これにより利用者の興味を喚起しつつ利便性を高めます。

## (ウ) 施設の見学を積極的に受け入れます。

ご希望の多い施設見学については、個別に丁寧な対応をすることに加え、建築史的にも価値の高い音楽堂をアピールするため、閑散期を中心とした音楽堂見学会を新たに企画し、積極的に実施します。

## I サービスの向上について

### 4 安全管理について

#### (1) 日常時の安全管理について

ホール運営においては、舞台機材等の搬入搬出、パブリックエリアとプライベートエリアの通過管理、災害・事故発生時の観客の避難誘導など、一般の建物にはない安全管理が必要です。

当財団ではこれまでの音楽堂運営の経験から次のような日常的な対策を講じます。

#### ア 防犯対策

ホールにおいて不審者の侵入や事故防止は、利用者及び観客の安全確保の面で大変重要な事項です。当財団では以下のような体制で不審者、事故に備えます。

##### (ア) 防犯用カメラによる入場管理

通用口警備、楽屋口警備は防犯用カメラを設置し、事務所にて職員が常に監視しています。またその他職員が常駐できないエリアについても防犯用カメラを設置し 24 時間体制で、ハードディスクレコーディングによる録画を行い、不審な事態の検証にも利用します。

##### (イ) 電子錠の設置

通用口は電子錠による施錠とインターホンによる誰何を行い、不審人物の侵入に備えます。また楽屋口はテンキー式の施錠により利用者以外の侵入を防ぎます。

##### (ウ) 職員と常駐委託業務従事者による監視

当財団では、現在、音楽堂の始業時と終業時に職員が定例巡回を行っています、また舞台には舞台技術者、ホワイエには清掃業務従事者、地下機械室には、設備運転管理業務従事者が業務のため常駐しており、その業務のなかで、常に不審な出来事に目を光らせ、内線電話、無線機等を使用して隨時に連絡が可能な体制を整えています。

##### (エ) 防犯マニュアルの整備

当財団では音楽堂の施設に見合った防犯マニュアルを整備しており、不審者ならびに事故発生に伴い、通報、現場応対など、速やかに行動が可能なよう職員を訓練します。また、職員ならびに常駐委託業務従事者は危機管理についての研修に参加することを義務付けています。

#### イ 防災対策

地震や火災等の発生に備えて、設備面を充実し、訓練による職員の意識・対応能力の継続的向上を行います。

##### (ア) 設備面の充実

火災報知機など法で定められている装置のほかに、緊急地震速報装置を設置し想定震度に応

#### 最優先事項・利用者・来館者の安全確保

##### 防犯対策

- 監視カメラ設置
- 電子錠設置
- 日常監視
- マニュアル整備

##### 防災対策

- 緊急地震速報装置設置
- 火災報知機等法定の装置設置
- マニュアル整備
- AED設置

##### 日常の取り組み

- 避難誘導体制の確保
- 施設の安全対策
- バリアフリー化
- 職員の意識・能力向上のための研修実施
- パンデミック対策

## I サービスの向上について

じた対応を行います。

・想定震度が2～5強…事務所に設置された情報端末が発報し職員に情報を伝達します。これに基づき想定震度に併せた対策を講じます。

・想定震度が6弱以上…非常放送設備と連動し館内全体に放送が流されます。

### (イ) 職員の意識及び対応能力の向上

専門機関が開催する講習・研修の受講、防災・防火計画の策定、それらに基づく訓練の繰り返しにより職員の対応能力を継続的に向上します。

#### ①講習／研修の受講

主要な職員は甲種防火管理者の認定を受けており、横浜市安全管理局普通救命講習も受講しております。未取得者についても順次取得、受講を進めています。

#### ②共同防災・防火計画の策定

県立音楽堂は図書館と一体施設であった歴史的経緯から、館独自の防火計画だけでなく、図書館と共同防火管理協議会を設置しております。また青少年センターと敷地が隣接していることから、3館にて連携を取り災害時の対応に当たる体制を整えております。

#### ③訓練の実施

県立音楽堂は特定防火対象物のため、年2回以上の消火訓練・避難訓練、年1回以上の通報訓練が義務づけられています。これらを組み合わせ、また地震の発生や夜間の災害発生などを想定し、年4回の訓練を実施します。そのうち1回は神奈川フィルハーモニー管弦楽団や横浜で活動するアマチュア・オーケストラの協力により、楽団員、観客を交えた避難訓練を実施します。



定期的な防災訓練の実施（西消防署による煙体験ハウス実習）

## ウ その他の安全管理対策

### (ア) 来館者の安全確保のための取組み

#### ①避難誘導体制の確認

公演当日の最終打合せにおいて、避難誘導体制、終演時における観客の安全な退館方法等を利用の主催者とホール運営担当職員で確認します。

#### ②ホール客席における安全対策の実施

音楽堂の構造上、ホール客席内には傾斜の急な階段があり、またロビーに比べて照明の照度が高くないため、ホール内で転倒者が発生することが想定されます。

そのため、当日の打ち合わせ時に客席案内の留意点について入念に確認するとともに、職員による客席内での注意喚起等を行い、転倒の防止に努めます。また施設の危険箇所について反射テープ等により注意を喚起する工夫を行うこと、利用者の高齢化に対応して、舞台と客席との間の階段には手すりを設けるなど、今後も事故対策にきめこまやかに対応します。

## I サービスの向上について

### ③バリアフリーに向けた取り組み

音楽堂は 56 年前に建てられた施設であるため、現代に比べハード面でのバリアフリーに課題が多い施設です。この課題への取り組みとして、職員による対応の質を向上させる研修を実施します。視覚障害者や車椅子利用の方などに実際に来館していただき、的確な誘導の仕方、わかりやすい表示や印刷物についての気遣いなど、必要とされるサービスについてご教示いただき、障害のある方、或いは高齢者にとって少しでも利用しやすいホールとなるよう取り組みます。

### ④混乱等の回避

県立施設としてランドマーク的な意味を持つ音楽堂では、さまざまな団体・法人等の利用による大会も開催されます。このような場合を含め、混乱等が予測される場合や、V I P が来場する場合などには、事前に所轄の西警察署に連絡・協議を行い必要な対策を実施します。また爆破予告などがあった場合にも同様とします。

### ⑤傷病者対応

館内各所に自動体外式除細動器（A E D）を設置します。併せて職員（当財団職員、舞台担当職員）には救命講習を受講させ A E D の取り扱いが行えるようにします。また日々の勤務責任者には横浜市安全管理局普通救命講習を修了した者をあてます。

### ⑥その他の対応

新型インフルエンザならびにノロウィルスなどによるパンデミック対応マニュアルを整備し、マスクや消毒液等の備蓄をします。

### ⑦利用者に向けた広報

ウェブサイト内に「県立音楽堂における安全対策」のページを設けて安全意識の向上を図ります。

## (2) 緊急時の対応について

施設における事故等で利用者や観客に影響が大きいものは火災と地震であり、それらの事態の発生に備えマニュアルを整備して次のような対応を行います。

### ア 火災の場合

火災発生時には速やかに消防へ通報するとともに初期消火を行います。併せて在館中の最上位者を隊長とし自衛消防隊を組織、利用者や観客の避難誘導を行います。

#### (ア) 避難誘導時の留意事項

##### ①早期・確実な情報提供を行う

災害発生時に観客が不安定な心理状態から反射的に行動し、また集団のパニック状態になる危険を回避するため、適宜公演を中止し、館内非常放送と連携して、舞台上で職員が拡声器などを通じ的確な情報を提供します。

##### ②避難口を明確にする

避難開始にあたり利用者と職員が協働して客席扉を開放し、誘導棒など目立つもので示すとともに声を出して避難口に誘導します。

## I サービスの向上について

## (イ) 避難誘導の役割分担

- ①観客の誘導－ホール運営担当職員・主催者（トイレ等の確認も行う）
- ②出演者の誘導－舞台担当職員（楽屋及び周辺の確認も行う）

## (ウ) 避難誘導完了後の対応

- ①各施設の避難誘導完了の確認を速やかに行います。
- ②チケット代金の払い戻し方法、災害の規模、交通機関の運行状況など必要な状況説明を行います。

## イ 地震の場合

「大規模地震に対応する防災体制の整備」に関する消防法が改正され、平成21年6月1日に施行されました。音楽堂は同法の対象施設ではありませんが、平成20年度から緊急地震速報を活用する防災体制を整備し専用マニュアルに沿って利用者及び観客の安全確保を行っています。

## (ア) 震度6弱以上の地震の到来が予測された場合

全館に非常放送設備を通じ、「まもなく強い地震が来ます。席を立たず落ち着いて、頭を守る姿勢をとってください」との放送が自動的に流れます。

職員は放送開始と同時に、到来までの時間に応じて近辺の安全確認や火元など危険個所の対応など安全対策を講じたのち、自らも地震に備えます。

そののちは火災発生時と同様の手順で対応します。

## (イ) 震度5強以下の地震の到来が予測された場合

緊急地震速報が事務所内にのみ流れます。

職員は受信と同時に、到来までの時間に応じて近辺の安全確認や火元など危険個所の対応などの安全対策を講じたのち、自らも地震に備えます。

そののちは火災発生時と同様の手順で対応します。

## II 管理経費の節減

## ○収支計画

収入 (単位:千円)									
区分	23年度	内訳		24年度	内訳		25年度	26年度	27年度
指定管理料	174,182		174,182	174,182		174,182	174,182	174,182	174,182
利用料金収入	34,300	ホール利用料	34,300	34,600	ホール利用料	34,600	34,900	35,200	35,500
その他 (協賛金等)	37,500	別表のとおり	37,500	37,500	別表のとおり	37,500	41,000	46,000	41,000
収入計	245,982		245,982	246,282		246,282	250,082	255,382	250,682

支出 (単位:千円)									
区分	23年度	内訳		24年度	内訳		25年度	26年度	27年度
自主事業の事業費	67,500	出演料等	67,500	67,500	出演料等	67,500	71,000	76,000	71,000
人件費(給与、各種手当、法定福利費、アルバイト賃金等)	83,103	給与 法定福利費 特定資産取得 支出	71,898 9,539 1,666	83,247	給与 法定福利費 特定資産取得 支出	72,023 9,555 1,669	83,391	83,535	83,679
消耗品費	2,929	事務用品等	2,929	2,929	事務用品等	2,929	2,929	2,929	2,929
事務機器 賃借料	995	施設予約システム 賃借等	995	995	施設予約システム 賃借等	995	995	995	995
通信費	822	電話代等	822	822	電話代等	822	822	822	822
光熱水費(電気 使用料、ガス使 用料、上下水道 使用料等)	12,116	電気代 ガス代 暖房用灯油代 水道代	8,881 235 1,000 2,000	12,116	電気代 ガス代 暖房用灯油代 水道代	8,881 235 1,000 2,000	12,116	12,116	12,116
修繕費	4,828	小破修繕	4,828	4,977	小破修繕	4,977	5,125	5,274	5,423
業務委託料(様式6に記載)	63,504	別表のとおり	63,504	63,504	別表のとおり	63,504	63,504	63,504	63,504
その他	10,185	旅費交通費 消耗什器 備品費 印刷製本費 保険料 諸謝金 租税公課 負担金支出 雑支出 繰入金支出	498 300 895 36 0 4,255 139 18 4,044	10,192	旅費交通費 消耗什器 備品費 印刷製本費 保険料 諸謝金 租税公課 負担金支出 雑支出 繰入金支出	498 300 895 36 0 4,262 139 18 4,044	10,200	10,207	10,214
支出計	245,982		245,982	246,282		246,282	250,082	255,382	250,682
差額	0		0	0		0	0	0	0

## その他(協賛金等)

(単位:千円)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業収入	31,000	31,000	34,000	34,000	34,000
助成金収入	1,500	1,500	2,000	2,000	2,000
寄附金収入	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
国からの受託収入	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
事業推進積立金からの充当	0	0	0	5,000	0
合計	37,500	37,500	41,000	46,000	41,000

## II 管理経費の節減

(1) 職員数内訳 (館長1名、常勤職員8名、非常勤職員等(アルバイト等)3名)

(2) 給与 計 58,291千円

ア 館長 小計 [REDACTED] 千円

給与 単価 [REDACTED] 円×1人×12か月= [REDACTED] 千円

ボーナス等 年額 [REDACTED] 千円

イ 常勤職員 小計 [REDACTED] 千円

給与 単価 [REDACTED] 円×8人×12か月= [REDACTED] 千円

ボーナス等 年額 [REDACTED] 千円

ウ 非常勤職員等(アルバイト等) 小計 [REDACTED] 千円

非常勤職員等 単価 [REDACTED] 円×3人×12か月= [REDACTED] 千円

ボーナス等 年額 [REDACTED] 千円

(3) 法定福利費 計 9,539千円

ア 館長 小計 [REDACTED] 千円

イ 常勤職員 小計 [REDACTED] 千円

ウ 非常勤職員等 小計 [REDACTED] 千円

(4) 各種手当等 計 13,607千円

ア 館長 小計 [REDACTED] 千円

イ 常勤職員 小計 [REDACTED] 千円

ウ 非常勤職員等 小計 [REDACTED] 千円

(5) その他 計 1,666千円

### III 団体の業務遂行能力について

#### 1 人的な能力について

##### (1) 執行体制について

###### ア 運営組織の構成と考え方について

###### (ア) 基本的な考え方た

###### ①基本構成

総括責任者として、利用者や外部に対して館を代表する館長を置き、その下に事業制作担当と施設の維持管理・利用調整担当を配置します。

各担当は経験と専門性を持つ職員を中心に配置しますが、職員全員が事業制作、施設維持管理・利用調整業務の全体を理解し、携わることができるようにすることで、最小限の人数で、安全且つ効率的な運営を進めます。

###### ②一柳慧芸術総監督が芸術面について総合的に指導

一柳慧芸術総監督の指揮の下、主催共催公演の企画、制作を行います。芸術総監督の下に館長が兼務するプロデューサーを配し、音楽堂の特性を十分理解、活用した良質な舞台芸術等の提供を目指すと共に、教育普及的なプログラムも提供し、芸術文化の普及・体験の機会を提供します。

###### ③専門性の高い分野は外部委託も導入

舞台技術業務等専門性が高い分野では、技術力指導力に優れた人員を外部に委託します。

###### ④財団全体でのバックアップ体制

当財団の運営する他施設の人材により、音楽堂の管理運営、企画制作において全面的にバックアップできる体制をとります。また、広報、営業、チケット販売等についても、財団全体で一体的に実施することで、効率的効果的に展開することが可能です。

##### (イ) 業務の一部を委託する場合の管理指導体制

職員が施設維持・運営の基幹業務を担う一方、専門性の確保による利用者サービスの向上及び費用効率向上の観点から、次の業務は、専門の企業に委託します。

- 施設及び設備の保守点検業務、清掃業務、夜間保安警備巡回業務
- 照明音響舞台運営などに関する業務

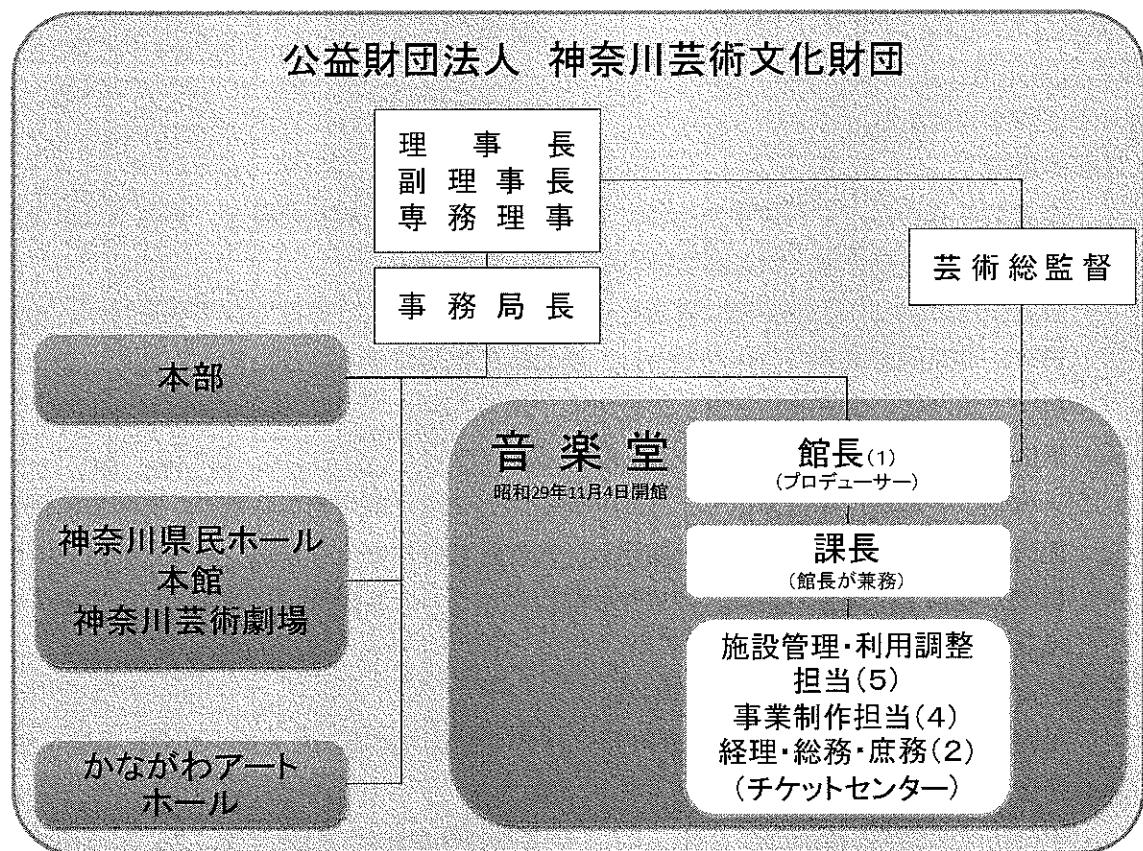
委託業者の管理指導については、日報による委託業者からの日々の報告を求める等、相互の連絡報告を密にして的確な判断を示すことにより、安定したホール運営と緊急時の体制を確保します。

尚、舞台関連委託においては、舞台経験 30 年以上のスタッフを責任者に置き、舞台・音響・照明共に経験 10 年以上の職員を各セクションの責任者とし、その他一般舞台職員も経験 3 年以上の職員を配置することにより、音楽堂の舞台技術業務に精通し、アマチュア等の利用においても安心してご利用いただける体制を確立します。

舞台業務については、特に当財団が管理運営を行っている神奈川芸術劇場に舞台技術専門の職員を配置しておりますことから、専門的な指導及びバックアップを行うことができます。

## III 団体の業務遂行能力

## (ウ) 組織図 (組織名称は仮称)



## イ 組織運営に必要な職員の職能と人数について

## (ア) 音楽堂館長（1名）

プロデューサーを兼務する音楽堂館長は、公演事業の企画力、広報力、更に施設運営全般に関する知識と豊富な経験、幅広い人脈が求められるポストです。音楽堂の音響と規模にあったオーケストラや室内楽公演、伝統音楽公演そして、「音楽堂バロック・オペラ」シリーズなど、音楽堂の特性を熟知した企画に実績があり、民間サービス業での15年以上にわたる文化企画・運営の経験と人脈、財団での10年にわたるアートマネジメント経験を持つ、当財団プロパー職員で [REDACTED] を配置する予定です。

## (イ) 維持管理・利用調整担当（5名）

利用調整、施設維持管理ともホール経験10年以上の職員を主軸に運営しており、利用者・来館者が快適に過ごせるようなサポート体制から緊急時の体制まで、安全に且つ安心して運営できる体制を構築しています。また、定型的な業務は、人材派遣及び臨時的任用職員も活用し、担当にこだわらず音楽堂全体でローテーションを実施することで効率的な運営を行います。

更に、神奈川県民ホールには、第2種電気主任技術者の資格を取得している職員を配置しており、施設設備の突発的な事故が発生した場合でも財団全体の問題と捉え、財団として直ちに対応いたします。

## (ウ) 事業制作担当（4名）

事業制作担当には、民間の音楽事務所のノウハウを持ち当財団での企画制作経験も10年以

### III 団体の業務遂行能力

上となる職員を筆頭に、音楽堂での経験はもとより、県民ホールにおいても企画制作に携わった実務経験豊富な職員で構成します。

当財団の職員は、財団がこれまで培ってきた県域の文化芸術団体とのネットワークを持ち、市町村との連携や音楽堂ならではのアウトリーチ事業を実施し得るノウハウを有しています。また、広報を制作と並行して行うため、効率的な推進が可能となっています。

当財団の職員は、アートマネジメント研修、企画制作研修やホール運営研修等の研修を積んでおり、それら職員を配置することで、魅力的な公演の企画から安定的な運営を行う体制を構築しています。また維持管理・利用調整業務と同様に、定型的な業務は人材派遣及び臨時的任用職員も活用して効率的な運営を行います。

#### (工) 経理・総務・庶務担当（2名）

各種業務委託や修繕等多岐にわたる支出等について、契約事務も含め的確迅速に処理する必要があることから、他ホールの管理経験や事業制作など総務以外の業務に携わった経験はもとより、公益法人における予算決算も含め経理業務を任せられる人材を配置します。

更に、財団本部とも緊密に連携をとりながら事務を執行することで、適正な経理処理の実施は勿論のこと、コンプライアンスの徹底を図っています。

#### (オ) チケットセンター

多様な事業展開に対応し、また利用者と来館者の利便性の向上のために、音楽堂と県民ホールのオンラインシステムによるチケットセンターの一体運営を行います。同一システムを用いることから、県民ホールに本部を置き、効率的な運営を行うと共に両館の催しなどの案内に長けた職員を配置します。

#### (2) 人材育成等について

ホールの運営を担う人材には、以下の3つの資質が高い次元で同時に発揮できることが求められます。

- 文化芸術全体への理解・知識・愛情があること。
- 事業制作、舞台技術、施設運営、庶務経理等の分野でプロフェッショナルな経験・スキルとプロとしてのストレス耐性を有していること。
- お客様（来館者、利用者）に安全かつ気持ちよく利用（来館）いただけるサービス業であるという認識を徹底し、日頃の運営で体現できること。

当財団では、これまで職員採用にあたり、こうした人材の要件を選考基準としてきており、舞台技術の専門家、音楽・美術・舞踊・演劇等の事業制作経験者、文化庁在外派遣研修修了者等、多彩なキャリアをもつ人材を多数擁しています。今後さらに資質のいっそうの向上と組織としての能力のアップを図るため、以下の人材育成方策を講じることとします。

職員採用にあたっては、他の先進的な公共劇場及び民間の劇場や制作会社・興業会社・舞台技術会社等で経験を積んだスタッフを中心に即戦力となる人材の雇用も行い、民間のノウハウの導入や効率性の追求を図っています。一方、大学のアートマネジメント学科等を履修した学生も対象として、幅広く文化芸術活動を展開できる人材の育成に努めます。

### III 団体の業務遂行能力

#### ア 計画的な人事配置

##### (ア) 総合的分野

採用当初は、施設運営、事業制作・営業、経理・庶務という垣根を設けず、原則として財団内の複数分野の業務を幅広く経験させることを原則として、文化施設運営について総合的な視野を確保できるようにします。その後、当財団全体の業務を会得した上で、適性を見極め適切なセクションに配置します。

##### (イ) 専門的分野

専門的なスキルを身につけている職員を採用し、各々の専門分野において更なるキャリアアップを図ります。

##### (ウ) 視野をさらに広げる観点から、他団体との人事交流等を検討します。

#### イ 適切な業績評価の徹底

資質向上のモチベーションを維持するには、業績評価を定期的、客観的に行い、適切な指導助言を与えることが必要です。当財団では、全職員を対象とした業績評価を実施していますが、処遇等にも適切に反映させます。

#### ウ 県域の文化芸術関係職員の育成

当財団内の職員の育成のみならず、財団の使命の一つとして県域の文化芸術関係職員の育成に取り組むことが重要と考えています。職員研修派遣等で当財団に対し、研修依頼があった場合は、積極的に受入れ、県域の市町村や財団と当財団が保有しているノウハウを共有し、県域全体の文化の向上に寄与します。他団体を受け入れることが、当財団も新しい知識を得ることになり、双方にとって有意義な結果を生むことになります。

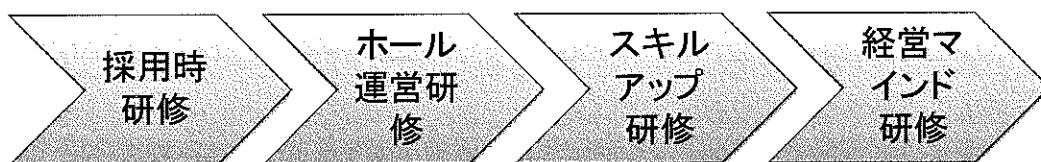
平成 20 年度～平成 21 年度にかけて、小田原市の職員を受け入れており、県西地区の文化の発展に寄与しております。

#### エ アートマネジメント人材の育成

当財団が運営しております県民ホールでは、平成 21 年度からスタートした文化庁のアートマネジメント重点支援事業対象施設として採択され、財団職員や県域の芸術関係職員の育成はもとより、幅広くアートマネジメント人材の育成を推進しています。

#### オ 研修計画

上記の資質向上の観点から、次のとおり 4 段階に分けて研修を実施しております。採用時研修は、財団の使命や役割について中心に行い、各セクションでの業務は OJT を基本として研修を積んで参ります。特にホール運営基礎研修から経営マインド研修の 3 段階の研修制度としており、全員必修の研修は財団独自に実施し、派遣研修は該当者を対象とします。また、各研修とも、必要に応じて繰り返し実施いたします。



## III 団体の業務遂行能力

財団が設立されてから 16 年以上が経過し、職員全体に基礎的なスキルは備わっていますが、人命に係わる業務については毎年研修を実施しスキルの確認をしています。また、お客様のニーズの変化に合わせ研修が必要なものや法令改正等により対応が必要なものについては、定期的又は随時研修を行っています。

## (ア) ホール運営基礎研修

研修名	年度					備考
	23	24	25	26	27	
救命講習	全員	全員	全員	全員	全員	全員受講し、既に設置済みの A E D 使用に必要なスキルを習得済み 各年度の受講者に対する研修はフォローアップ研修
個人情報保護研修	関係部署	関係部署	関係部署	関係部署	関係部署	現在、取り扱い担当者は全員受講しており、今後は関係部署で実施 各年度の受講者に対する研修はフォローアップ研修
クレーム対応研修	関係担当者随時					外部団体が実施する研修も活用。さらに職員全員への周知を図る
障害者・高齢者対応研修	23 年度に全員実施 以後毎年ブラッシュアップを実施					外部団体が実施する研修も活用。さらに職員全員への周知を図る
接遇研修	全員随時					当財団内において、随時実施
コンプライアンス研修	全員					外部団体が実施する研修も活用。責任者・担当者等を対象として実施。 さらに職員全員への周知を図る

### III 団体の業務遂行能力

#### (イ) スキルを向上させる研修

研修名	年度					備考
	23	24	25	26	27	
コンプライアンス研修	全員					外部団体が実施する研修も活用。責任者・担当者等を対象として実施。 さらに職員全員への周知を図る
契約実務研修	関係部署随時					外部団体が実施する研修も活用。
社会保険実務研修	関係部署随時					
環境配慮研修	関係部署随時					
公立文化施設協議会主催研修	関係部署随時					
(財) 地域創造主催研修 「ステージ・ラボ」	関係部署随時					

#### (ウ) 経営マインドを向上させる研修（幹部・中堅職員向け）

研修名	年度					備考
	23	24	25	26	27	
経営戦略研修	関係担当者随時					外部団体が実施する研修も活用。
危機管理広報研修	関係担当者随時					

### III 団体の業務遂行能力

#### 2 法令等を遵守する能力について

##### (1) 諸規程の整備について

法令遵守の実践を法人運営における最重要課題の一つであると認識しています。当財団は基本財産の全額を神奈川県が出捐する法人として、次の3項目を掲げ、法人活動上求められるあらゆる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に即した公正で透明性の高い活動を行います。

- 法人の価値観・倫理観に基づく行動の実現
- 自ら厳しく自己管理できる自立的な組織風土の醸成
- 透明性の確保による適切な内部牽制体制の確立

これらを遂行するために諸規定の整備を行っておりますが、さらに倫理規程を定めるとともに、次の法令遵守体制の下で運営することで、体制と意識の強化を図ります。

##### ア 諸規程の整備

当財団は基本財産の全額を神奈川県が出捐する法人として、54の規程等を総記（組織、文書等）、人事・服務、報酬・給与、財務、利用・料金、事業運営の6分野に分け、運営を行い法令の遵守に努めています。

更に、毎年見直しを行うことにより、各種法令の改正や時代が求める社会規範を反映し、時代にあった運営を心がけます。

##### イ 倫理規程の制定

上記の諸規定に加え新たに倫理規程を定めることにより、より質の高い経営を行います。同規程では、次の5項目を定めます。

- 職務上知り得た情報については適切に管理し、正当な理由なく他に漏らしません。
- 常に公私の別を明らかにし、公正に業務を遂行します。
- 事務執行に当たっては、疑惑や不信を招くような行為はしません。
- 職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みます。
- 勤務時間外においても、自らの行動が当財団の信用に影響を与えることを常に認識して行動します。

##### ウ 法令遵守体制の構築

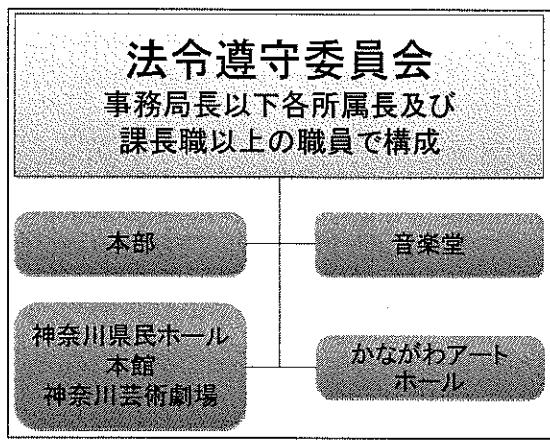
当財団において目指すべき法令遵守のために、次のような組織を設置し、法令順守体制を構築します。

また、コンプライアンス研修を実施し、職員の認識の共有化を図ります。

##### (2) 個人情報の保護について

当財団では文化施設の管理運営やチケットセンターの運営などを通してお客様の個人情報を数多く取り扱っております。

そのため個人情報保護を法令遵守の中において最も重要な課題の一つと位置づけております。



### III 団体の業務遂行能力

#### ア 個人情報保護体制等

当財団は利用者、来館者、出演者等の重要な個人情報を取り扱う事業者として、個人情報保護法を遵守することはもとより、神奈川県に準じて個人情報保護規程を定め、これを実行、維持することにより重要な個人情報の権利・利益の保護に努めます。

個人情報保護体制確立に向けて、個人情報を取扱う職員には外部機関が認定する個人情報保護管理者をあてるなどの対応を行っております。

尚、各業務における主任者で個人情報を取扱う職員は、NPO法人日本プライバシープロフェッショナル協会による個人情報保護管理者の認定を受けており、年に1回、継続講習を受講し個人情報保護に対する意識を高めております。

#### イ 個人情報保護に関するガイドラインへの対応

個人情報保護対策として経済産業省による、個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインを参考に、次のような対策を実施しています。

- 組織的安全管理措置の一例

個人データを取り扱う情報システム運用者の設置及び担当者の限定

- 人的安全管理措置の一例

委託契約等（人材派遣契約を含む）における委託先との非開示契約の締結

- 物理的安全管理措置の一例

個人データを保管するサーバー等の安全管理上及び環境上の脅威等からの物理的保護

- 技術的安全管理措置の一例

  - ・IDとパスワードによる認証の実施

  - ・ウイルス対策ソフトウェアの導入及びウイルスパターンファイルの日時更新

これらの対策を今後も講じていくことで、神奈川県の「個人情報取扱業務登録済証」を取得し、「慣れ」を排除するため、職員全員を対象とした研修を実施して職員の意識の向上を図るとともに、チェックリストに基づき年に1回総点検を実施しています。

#### ウ 日常の業務における取組み例

- 利用申込書など個人情報を含む文書の稟議にあたっては机上に放置せず、キャビネットなど指定の場所に保管します。

- 利用台帳や利用関連書類など個人情報を含む書類を保管するキャビネットは、毎日職員が退館する際に施錠します。

個人情報保護担当職員が、日常的に個人情報取扱状況のチェックや、個人情報保護に関する話題等を提供することなどを通して、音楽堂職員の個人情報保護に関しての意識を高めます。

- パソコン起動時にはログインID及び定期的に変更が必要なパスワード入力が必要で、誤ったパスワードを連続して入力するとログインができなくなります。

- USBメモリー等の記憶媒体に個人情報を含むデータを保存することを禁止しています。

- パソコン本体やノートパソコンはセキュリティワイヤーで机等に固定し、盗難防止策を講じています。

### III 団体の業務遂行能力

#### (3) その他について

指定管理業務を行う際には神奈川県環境基本計画に基づき次の項目について重点的に推進します。

- ア 環境に配慮した事業活動の推進
- イ 環境に関する法規制及びその他の必要な要求事項を遵守します。
- ウ 環境目的及び目標を設定し、その達成に努め継続的改善を図ります。
- エ 全ての事業において省資源・省エネルギーを推進します。

#### ア 環境に配慮した事業活動の推進

##### (ア) ゴミの減量化・リサイクルの推進

ゴミの分別を行い、リユースを推進してゴミの減量化を図ります。また文書サーバー、グループウェアを利用したファイルの共有化等によりコピー用紙の削減に取り組みます。

##### (イ) グリーン購入

神奈川県グリーン購入基本方針に準じて、当財団が物品やサービスを購入する際には、その必要性を考え、環境負荷が出来るだけ小さいものを優先的に購入いたします。

- ①環境に配慮した物品やサービスを購入する（グリーン購入）
- ②購入に伴う活動の環境影響に配慮する（グリーン配送等）
- ③環境に配慮している企業から物品やサービスを購入する（グリーン調達）

#### イ 関連法規制・必要な要求事項の遵守と継続的改善

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び興業場法を遵守し、関連機関とも連携を取りながらホールの環境管理に努めます。エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）を遵守し、省エネルギーの推進及び温室効果ガスの削減に努めます。

#### ウ 省エネルギー

非常誘導灯など点灯時間の長い照明器具については順次、消費電力が少ないLEDタイプの製品に順次交換します。

#### エ 音楽堂における日常的な取組例

##### (ア) ゴミの減量化の例

事務連絡・会議資料等はメールによる閲覧とし印刷しないことを推進しています。

##### (イ) グリーン購入の取り組み

清掃用洗剤など業務委託先が使用するもののグリーン購入を義務付けています。

##### (ウ) リサイクル

懐中電灯には充電式の電池を使用しています。舞台で使用するワイヤレスマイク用の電池については本番用は事故防止の観点から新品の電池を使用しますが、リハーサル時については電圧を確認したうえで既使用の電池を使用しています。

##### (エ) 利用者への広報

ウェブサイトにリンクバナーを設置し、「かながわの環境サイト」へリンクしています。

### III 団体の業務遂行能力

#### 3 これまでの実績

当財団では平成5年に財団が設立されて以来、平成6年に神奈川県民ホールの管理運営を受託、平成7年からは神奈川県立音楽堂、かながわアートホールの管理運営を受託してきました。

平成18年から神奈川県民ホールと神奈川県立音楽堂の指定管理者として、5年間の管理運営を開始、平成21年からはかながわアートホールの指定管理者として5年間の管理運営を開始するなど、15年以上にわたり県立施設の管理運営を行なっております。その間、安心・安全に、また快適で満足度の高いサービスの提供を目標に施設を運営するほか、下記の諸事業に取り組んで来ました。

また、神奈川県民ホールについては平成14年度から平成21年度まで連続して文化庁芸術拠点形成事業の拠点施設として選ばれ、日本全国の劇場のなかでも有数の拠点施設として評価をいただいている。また、平成21年度には文化庁アートマネジメント重点支援事業の対象施設として採択されています。

##### (1) 神奈川県立音楽堂での特筆すべき主な実績

○平成6年4月1日より運営を受託。平成18年4月1日より指定管理者として運営。

施設維持については、平成20年度の耐震補強工事実施に際し、7ヶ月に及ぶ休館中も館内的一部に職員が常駐し、次年度利用のための抽選や打ち合わせ、次年度事業の制作などに対応すると共に、音楽堂の利用状況を熟知する施設維持者として、耐震工事による施設への様々な影響への対応や、同工事と併せて行われたトイレや楽屋など施設工事について、利用者サービスのために必要な提案や指摘を行いました。

公演事業においては、公立施設として日本で最も長い歴史と伝統を持つ音楽専用ホールの音響と空間を活かし、以下のような内容で、質の高い音楽芸術の鑑賞機会を多彩に提供、多くの観客を集めております。併せて親子向けコンサート、アウトリーチにも取組み、次世代の観客育成も推進しています。

##### ①音楽堂の音響を生かした「音楽堂バロック・オペラ」の実施。

- ・平成16年度：パイジエッロ作曲オペラ「水車小屋の娘」の実施。
- ・平成17年度：ヴィヴァルディ作曲オペラ「バヤゼット」（日本初演）の実施。
- ・平成19年度：モンテヴェルディ作曲オペラ「オルフェオ」を自主制作。
- ・平成21年度：パーセル作曲セミ・オペラ「アーサー王」実施に当たり、フランスより指揮者、オーケストラ、歌手らを単独招聘。

##### ②新作創造への取り組み

- ・アンサンブル・ヴィエナ・コラージュ  
一柳慧作曲『スペース・シーン』、野平一郎作曲『Suite de Resonances II』委嘱初演
- ・平成19年度 音楽堂で聴く聲明公演 武智由香作曲『西行マンダラ』委嘱初演  
(平成21年に同曲を再演)

- ・平成21年度 クラシックな休日を♪ in 音楽堂

一柳慧作曲『ピアノ協奏曲第3番 JAZZ』委嘱初演

##### ③海外からの独自招聘

- ・平成18年度：アンサンブル・ヴィエナ・コラージュ公演の実施

### III 団体の業務遂行能力

④世界的な巨匠の演奏を紹介する「音楽堂ヴィルトゥオーゾ・シリーズ」の展開

- ・平成19年度：ギドン・クレーメル&クレメラータ・バルティカ
- ・平成20年度：アルバン・ベルク四重奏団、ラ・プティット・バンド
- ・平成21年度：マリア・ジョアン・ピリス
- ・平成22年度：アンネ=ゾフィー・ムター

⑤クラシック音楽への扉を開くコンサートの継続的な開催

ライブ感溢れるオーケストラ・コンサート。

- ・平成19年度、21年度、22年度：クラシックな休日を♪in音楽堂
- ・平成20年度：クラシックなジャズナイト
- ・平成13年度～22年度：井上道義の上り坂コンサート

神奈川フィルとの共演で、新進気鋭の音楽家を紹介するコンサートを10年継続。

- ・「大野和士のオペラ・レクチャーコンサート」を開催。

世界的な指揮者が自らピアノを弾き、気鋭の歌手たちと共にオペラの楽しさを紹介する。

⑥子どもたちと質の高い音楽との身近な出会いを目指す活動。

- ・「子どもと楽しむ夏・音楽堂」と題して夏休みの子供と保護者を対象とした公演を実施。地元アート系NPO法人の協力を得て、地域の小中学校で出演アーティストによる関連アウトリーチ（出前コンサート）も実施し、地域との連携を図っています。

過去の演奏者：藤原真理（チェロ）、仲道郁代（ピアノ）、神谷百子（マリンバ）など

⑦アウトリーチへの取り組み

県立養護学校の児童生徒にプロの音楽を届ける事業を教育委員会の協力を得て実施。

平成18年度から平成21年までの4年間で、8校の児童生徒約1,700人が鑑賞しました。

平成21年度には文化庁の実施する「地域文化振興プラン」推進事業の一環として更に4校の養護学校に出向き、児童生徒約400人が鑑賞しました。

また、アウトリーチ実施時には県内音楽大学と連携し、アートマネージメントを学ぶ大学生に音楽教育の現場を体験する場を提供しました。

⑧地元の団体と連携した県民参加の伝統公演

神奈川県合唱連盟と連携し、若手プロ歌手と神奈川フィルがアマチュア合唱と共に演する伝統企画「クリスマス音楽会 メサイア全曲演奏会」は平成22年度で第45回を数えます。

⑨県内各地への鑑賞機会の拡大

平成20年度耐震補強工事休館中、県内他ホールにて、音楽堂独自企画による公演を財団主催公演として実施し、県内各地での鑑賞機会の拡大を行ないました。

- ・川崎市：テアトロ・ジーリオ・ショウワ 共催：昭和音楽大学

「大野和士のオペラ・レクチャーコンサート」

- ・相模原市：グリーンホール相模大野大ホール 共催：財団法人相模原市民文化財団

「クリスマス音楽会 メサイア全曲演奏会」

- ・ 小田原市：小田原市民会館 共催：小田原市 「井上道義の上り坂コンサートin小田原」

⑩県外他ホールとの連携

音楽堂における主催公演実施に当たり、同企画を県外他ホールでも実施しました。

### III 団体の業務遂行能力

実施に当たっては、ホール間で連携することで効果的・効率的に制作するとともに、事業収入（企画制作費）にもつなげました。

- ・平成18年度：静岡音楽館AOIとの連携「アンサンブル・ヴィエナ・コラージュ」公演。
- ・平成21年度：いづみホール（大阪）との連携「大野和士のオペラ・レクチャーコンサート」。  
兵庫県立芸術文化センターとの連携「聲明—西行マンダラ」実施。

#### （2）神奈川県民ホールでの特筆すべき主な実績

○平成6年4月1日より運営を受託。平成18年4月1日より指定管理者として運営。

##### ①文化施設等との共同事業の実績

多くの文化施設との共同事業、共同制作により神奈川から多数の地域に芸術創造発信するとともに、効果的・効率的な事業制作を実現しました。

- ・平成6年度：オペラ「素戔鳴」初演後、大阪フェスティバルホール、よこすか芸術劇場、島根県民会館で上演。
- ・平成11年度：フィリップ・ドゥクフレ「SHAZAM！」びわ湖ホールと共同制作。
- ・平成13年度：インバルピントカンパニー「オイスター」つくばカピオホールと共同制作。
- ・平成15年度：オペラ「白墨の輪」富山オーバードホールと共同制作。  
フィリップ・ドゥクフレ「IRIS」山口情報芸術センター及びシャイヨー劇場  
他と国際共同制作。欧州公演（フランス、スペイン）も実施。
- ・平成17年度：勅使川原三郎「BONES IN PAGES」山口情報芸術センター及びまつもと市民芸術館と共同制作。  
演劇公演「イッセー尾形とフツーの人々」を全国8公立文化施設の共同制作で実施（財団法人地域創造と共催）。
- ・平成18年度：演劇公演「親指こぞう」を全国10公立文化施設による共同制作で実施（財団法人地域創造と共催）。以降この公演は18年、19年、20年と各地で公演し、全国20箇所133公演を数えた。（観客動員数5,500人以上）
- ・平成19年度：文化庁、藤原歌劇団との共同制作でオペラ「リゴレット」を実施。オペラ「ばらの騎士」の共同制作をびわ湖ホール、東京二期会と実施。
- ・平成20年度：オペラ「トゥーランドット」が文化庁重点支援事業《舞台芸術共同制作公演》に採択され、びわ湖ホール、東京二期会、日本オペラ連盟との共同制作として上演。
- ・平成21年度：オペラ「ラ・ボエーム」をびわ湖ホールと共同制作。

##### ②市町村との連携

県内他地域への支援として市町村と共に、財団のノウハウを生かしたソフトを先方地域のニーズに合わせ提供することにより、鑑賞機会を県内各地に広げています。

- ・平成18年度：演劇公演「親指こぞう」を中井町の中井中学校体育館で実施、また大和市保健センターで室内楽コンサートを実施。
- ・平成19年度：演劇事業「親指こぞう」を二宮町生涯学習センターで実施。
- ・平成20年度：綾瀬市文化会館において「ハート&ハートコンサート」を協力して実施。
- ・平成18年度から21年度：毎年、神奈川県美術展の巡回展を厚木市との共催で実施。

### III 団体の業務遂行能力

- ・平成 21 年度：鎌倉芸術館で「文楽」を協力して実施。

#### ③表彰実績

火災予防の功績に対し平成 14 年、20 年に横浜中消防所長、中火災予防協会長より表彰。

#### ④アートマネージメントについての取り組み

職員の人材育成として、文化庁、(財) 地域創造、(社) 公立文化施設協会などが主催する各種研修に職員を派遣し、能力の向上を図るほか、学生インターンシップの受け入れを行い職員のレベルアップとアートマネージメント人材の育成に取組んでいます。

- ・文化庁新進芸術家海外留学制度（芸術家在外研修員）の研修に職員を派遣。

- ・平成 16 年度より学生インターンシップを受け入れ、事業制作、施設運営の研修を行うなど、人材育成に協力。

- ・平成 21 年度には文化庁アートマネージメント重点支援事業施設として採択され地域の拠点施設として、人材育成にも取組む。

#### ⑤事業企画における現代の芸術作品への取り組み

- ・平成 16 年度日本の作曲家 6 人に委嘱した作品を初演した「21 世紀の音楽地図」をはじめ、オーケストラ曲、室内楽曲を多数委嘱。

- ・平成 17 年度オペラ「愛の白夜」（世界初演）を上演するほか日本の創作オペラ上演に取組む。

- ・海外や国内のコンテンポラリーダンス公演などを多数紹介。

・美術の分野でも現代美術の紹介に努め、日本の現代彫刻を新たに見つめなおす「現代彫刻の歩み」、新進気鋭の作家を紹介した「沈黙から～塩田千春展」（この展覧会により塩田千春氏は芸術選奨文部科学大臣賞新人賞を受賞）、壮大な映像インсталレーションを開いた小金沢健人展「あれとこれのあいだ」「日常／場違い」などを実施。

- ・美術、音楽、ダンス、演劇等の様々なジャンルが交流、交錯、融合する「アートコンプレックス」を平成 19 年度より毎年実施し、20 世紀以降の作品をプログラムの中に織り込み紹介。

#### ⑥情報提供窓口としての活動

平成 16 年 4 月（社）企業メセナ協議会助成認定制度相談窓口の認定を受け、外部資金調達について一般からの問い合わせや相談に対応しています。

#### ⑦公立文化施設協議会の神奈川県事務局としての活動

神奈川県公立文化施設協議会の会長館として、また（社）全国公立文化施設協会、関東甲信越静岡地区公立文化施設協議会において様々な役員業務に従事。県内の市町村文化施設を取りまとめ、相互の連携と知識の向上を目指した研修、情報提供を実施しました。

### （3）かながわアートホールでの特筆すべき主な実績

- 平成 7 年 4 月 1 日より運営を受託。平成 21 年 4 月 1 日より指定管理者として運営。

#### ①神奈川フィルハーモニー管弦楽団との連携

かながわアートホール及び神奈川フィルハーモニー管弦楽団の地域への定着および県立保土ヶ谷公園の利用促進を図るために同フィルと連携して無料のカジュアルコンサートを開催、今年で 30 回を数え、地域の方々から身近なホールとして親しまれています。

#### ②ホールに親しんでいただくための取り組み

CD コンサート、キッズコンサートなどの取り組みを平成 21 年度から開始。



## 当財団の神奈川県立音楽堂での事業実績例

### ＜音楽堂バロック・オペラ＞

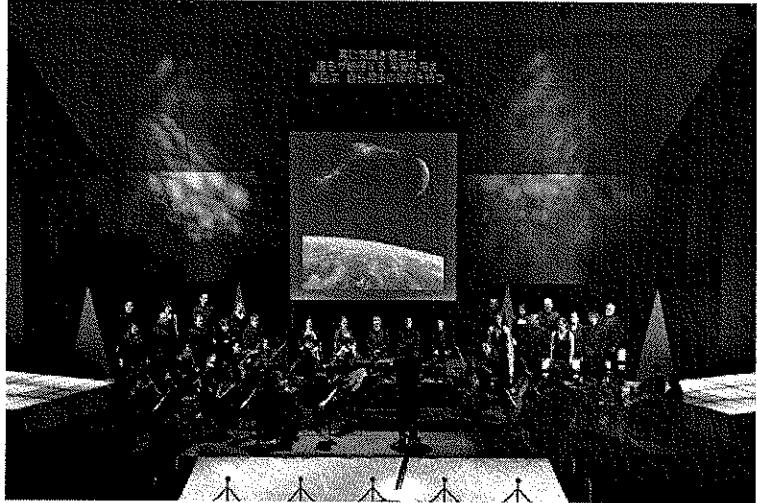
音楽堂の空間と音響を十分に生かした公演として、県民に広く音楽堂の可能性と古楽の魅力を紹介するために平成16年度より開始したシリーズ。



平成17年度 音楽堂バロック・オペラ ヴィヴァルディ作曲「バヤゼット」

平成17年度、開館50周年記念事業の最後を飾って、イタリア・バロック音楽の旗手ファビオ・ビオンディ率いる古楽アンサンブル「エウローパ・ガランテ」を単独招聘し、ヴィヴァルディ作曲「バヤゼット」を上演。ヴィヴァルディの“幻のオペラ”日本初演は注目を集め、バロック演奏のスペシャリストたちによる質の高い上演は、大好評を博しました。

平成21年度、開館55周年記念事業として、フランスから古楽界の鬼才エルヴェ・ニケ率いる古楽アンサンブル「ル・コンセール・スピリチュエル」を単独招聘。バロック音楽のスペシャリストたちと映像、バレエという音楽以外の表現方法とのコラボレーションにより、古楽の新たな魅力を創造し、その躍動感あふれる演奏は多くの聴衆を魅了しました。



平成21年度 音楽堂バロック・オペラ  
ヘンリー・パーセル作曲「アーサー王」

### 音楽堂バロック・オペラ シリーズ

第1回：平成16年度 パイジェッロ作曲「美しい水車小屋の娘」

第2回：平成17年度 ヴィヴァルディ作曲「バヤゼット」

第3回：平成19年度 モンテヴェルディ作曲「オルフェオ」

第4回：平成21年度 ヘンリー・パーセル作曲セミ・オペラ「アーサー王」

## <音楽堂ヴィルトゥオーゾ・シリーズ>

人気・芸術性とともに世界的な“巨匠”と言われるアーティストを招き、多くの県民に最高水準の音楽を鑑賞していただく目的で平成 19 年度からスタートした企画。



平成 20 年度 アルバン・ベルク四重奏団 ラストツアー

「現代屈指の偉大なアンサンブル」といわれる「アルバン・ベルク四重奏団」最後のワールドツアー。ハイドン、ベルク、ベートーヴェン作品による本公演は、音楽ファンに歓迎され、“室内楽の殿堂” 音楽堂にふさわしい公演となりました。



平成 21 年度 マリア・ジョアン・ピリス ピアノ・コンサート

## 音楽堂ヴィルトゥオーゾ・シリーズ

第1弾：平成 19 年度 ギドン・クレーメル&クレメラータ・バルティカ

第2弾：平成 20 年度 アルバン・ベルク四重奏団 ラストツアー

第3弾：平成 20 年度 ラ・プティット・バンド

第4弾：平成 21 年度 マリア・ジョアン・ピリス ピアノ・コンサート

第5弾：平成 22 年度 アンネ=ゾフィー・ムター ヴァイオリン・リサイタル

## <オーケストラ公演>

1000人規模の親密な空間で、オーケストラの醍醐味を味わっていただけるような公演を企画。



平成 19 年度 クラシックな休日を in 音楽堂

(金 聖響指揮 神奈川フィルハーモニー管弦楽団 ピアノ：山下 洋輔)

## <クラシックな休日を♪ in 音楽堂>

平成 22 年度で第 4 回を迎えるシリーズ。今までクラシックに馴染みの無かった方々にも音楽ホールに足を運んでいただき、クラシック音楽をライブで聴く楽しさ、生のオーケストラならではの音の迫力、響きの豊かさを、体験できるよう、毎回趣向を凝らして開催しています。

## <井上道義の上り坂コンサート>

オーケストラ音楽の魅力を県民に紹介する、指揮者井上道義と神奈川フィルによるコンサート。新進気鋭の「上り坂」な演奏家を起用することで、若手にとってのチャンスを提供し、人材の育成に寄与しています。本公演出演後に世界的コンクールで優勝、入賞する演奏家も輩出しています。



平成 20 年度 井上道義の上り坂コンサート Vol. 8

(ヴァイオリン：郷吉 廉)

上り坂コンサートを彩ったソリストたち

Vol. 1 イングリット・フリッター（ピアノ）

Vol. 2 神尾真由子（ヴァイオリン：第 13 回チャイコフスキイ国際コンクール優勝）

Vol. 3 菊池洋子（ピアノ）

Vol. 4 枝並千花、梁 美沙、田代裕貴、内山優子、ダニエル・ギャリツキー（ヴァイオリン）

Vol. 5 田村響（ピアノ：2007 年度ロン＝ティボー国際コンクールピアノ部門優勝）

Vol. 6 小林沙羅（ソプラノ）、竹内俊介（テノール）

Vol. 7 菊本和昭（トランペット）、矢野沙織（アルトサックス）、石田泰尚（ヴァイオリン）

三浦一馬（バンドネオン：2008 年度国際ピアソラコンクールで日本人初、史上最年少で準優勝）

Vol. 8 郷吉廉（ヴァイオリン）

Vol. 9 徳永雄紀（ピアノ）

## <子どもを楽しむ・夏シリーズ>

夏休みの親と子どもを対象とし、夏休みの最終日である8月の最終日曜日に行う公演。

一流の演奏家が演奏とトークなどで、子どもたちに音楽への扉を開くシリーズ。



平成20年度

仲道郁代 ピアノ・コンサート

「トークと演奏」だけでなく、仲道さんの発案による「ピアノ解体ショー」や「ホールの響きと共に演」なども盛り込んだ内容で、「大人も子どもも楽しめた」と好評を博しました。



本シリーズでは、コンサートに加え、学校へのアウトリーチ、終演後の出演者との交流会、サイン会などを通してクラシック音楽に親しんでいただく工夫をしています。

平成18年度 藤原真理 チェロ・コンサート

平成19年度 神谷百子 マリンバ・コンサート

平成20年度 仲道郁代 ピアノ・コンサート

平成21年度 藤原真理 チェロ・コンサート

## ＜音楽堂ふれあいアウトリーチ＞

通常コンサートホールに来館が困難な県立養護学校の児童生徒（知的障害児・肢体不自由児）にも、プロの音楽の楽しさを届けました。



チェロとピアノによる

ミニ・コンサート

(平成 20 年度、21 年度実施)

チェロ：渡部玄一

ピアノ：白石光隆

クラシックの曲に加え、子ども達の良くなじむ曲を取り入れたコンサートを実施。発声練習のあと一緒に合唱するなど、音楽を全身を使って楽しんでもらいました。



「パーカッションがやってきた！」

(平成 19 年度、20 年度、21 年度実施)

パーカッション：神田佳子 ほか

プロの迫力あるパーカッション演奏だけでなく、様々な打楽器を使って全員で合奏を行いました。

出演者には、アウトリーチ経験があり、趣旨に理解を持つアーティストを起用。アーティストは出来る限り学校の下見にも同行し、先方の状況と要望を聞きながらプログラムを組み立てています。

## <その他当財団企画による音楽堂の人気公演>



大野和士のオペラ・レクチャー  
コンサート

世界的に活躍する指揮者ならではの知識と分析力、そして会場を沸かせるユーモア溢れるトークと気鋭の歌手たちの熱唱で作り上げられ、他では実施されていない音楽堂オリジナル企画。一般の聴衆にも専門家にも、内容と演奏の質は高く評価されています。



クリスマス音楽会「メサイア」演奏会

音楽堂クリスマス・コンサートとして40年以上継続されている年末恒例のコンサート。神奈川県合唱連盟との連携、神奈川フィルや若手歌手たちの出演で、神奈川のアマチュアによる音楽文化の振興に寄与しています。



音楽堂で聴く聲明－西行マンダラー

当財団では聲明や雅楽等の伝統音楽を、時代を経てもなお次の時代に向けて音楽を拓いていく可能性を持つ存在ととらえ、その魅力を紹介しています。本公演は、平成19年度に当財団が気鋭の作曲家に委嘱し初演した作品ですが、好評につき、平成21年度には兵庫県芸術文化センターと連携して再演が実現しました。